

第百二十六回国会

参議院農林水産委員会會議録第十六号

平成五年六月十日(木曜日)

午後二時開会

委員の異動

六月八日

辞任

三上 隆雄君
風間 相君

補欠選任

西岡瑠璃子君
山下 栄一君

出席者は左のとおり。

委員長

吉川 芳男君

理事

浦田 勝君

永田 良雄君

菅野 久光君

谷本 頼君

林 紀子君

委員

青木 幹雄君

大塚清次郎君

鎌田 要人君

佐藤 静雄君

野間 勉君

稲村 稔夫君

西岡瑠璃子君

三石 久江君

村沢 牧君

矢原 秀男君

山下 栄一君

星川 保松君

新聞 正次君

国務大臣

農林水産大臣

田名部匡省君

政府委員

事務局側

常任委員会専門員

片岡 光君

参考人

生活クラブ事業連合生活協同組合連合会会長

折戸 進彦君

生態系農業推進協議会会長理事

郷田 實君

日本有機農業研究会代表幹事

澤登 晴雄君

東京青果株式会社取締役

内藤 徳雄君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉川芳男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る八日、三上隆雄君及び風間相君が委員を辞任され、その補欠として西岡瑠璃子君及び山下栄一君が選任されました。

○委員長(吉川芳男君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

す。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に谷本頼君を指名いたします。

○委員長(吉川芳男君) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会会長折戸進彦君、生態系農業推進協議会会長理事郷田實君、日本有機農業研究会代表幹事澤登晴雄君、東京青果株式会社取締役内藤徳雄君、以上四名の参考人の方々と御意見を拝聴したいと存じます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ、本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を伺いたしまして、今後の法案審査の参考にさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより御意見をお述べいただきますが、あらかじめ議事の進め方について申し上げます。

御意見をお述べいただく時間は、議事の都合上、お一人十五分以内とし、その順序は、折戸参考人、郷田参考人、澤登参考人、内藤参考人という順番で、参考人の御意見の開陳が済みした後で、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

それでは、折戸参考人からお願いたします。

○参考人(折戸進彦君) 折戸でございます。

先ほど、委員長の寛容なる御意見でありまして、忌憚のない意見を伺うことですので、あらかじめ私の方で要旨を書いて皆様のもとにお配り申し上げるよう事務局にお願いしておきました。それに従って意見を申し上げます。

まず第一に、今回のJAS改正におきまして、現行のJAS法の不備を放置しての改正についての意見を申し上げます。

現在、農林水産政治を中心とする食品の加工化が急速に進んでいる状況は、皆さんも御存じのとおりでございます。その加工に伴うところの工業技術あるいは化学技術も非常に高度化いたしました。それらの諸原料は世界各地に及んでおります。

しかるに、現行のJAS法によるところの規格、格付、表示は、その内容あるいはその行政対応能力ともに未熟な状態でございます。また、無添加食品あるいは現行JAS規格よりもさらに進んだ形で食品としての実質的価値を高めた加工食品についても、むしろJASはその足を引っ張るような状態でございます。

このような状況のもとで、生産者あるいは消費者とともに現行JAS規格に対応する実質的信頼感が極めて失われつつある。それを放置しておいて、さらに新たな今回の特定JAS規格の導入改定というものは非常に問題があるということが第一点の意見でございます。

二つ目に、特定JAS規格の導入論議が、私ども読ませていただきました、極めて不透明であるという考え方を持っております。

まず第一に、JASとJISとは根本的に異なる。これは言うまでもないことでございますが、

ここへきての貿易摩擦等を理由にして国内の諸規格の国際的平準化が進められておりますが、それが食料分野にも及ぼうとしております。

本来、その国の食料、食品の体系というものは、その国の風土、慣習とともにあるとされておまして、ガットにおきましてのアメリカ等から提案された食料規格のハーモニゼーションの論理は、世界の消費者、生産者の非常な反発を受けているところがございます。

したがって、もし今回の特別規格その他が、こうした世界的風潮、というよりも貿易的背景をもとに農業、食料品のあり方が問われていて、そしてこのようなJAS規格が出たとするならば、これは非常に問題があるというふうに考えております。

さらに、特定JASの制定理由はまことに的外れであるというふうに考えております。

その改定理由に、有機的農産物表示の市場における不統一はんらんが消費者を惑わせているというふうに述べられております。実際は現行日本農水産物、そして輸入農水産物の安全性が問題なのでございまして、その対応現象としての有機的農産物があらわれ、そしてその混乱が起きているにすぎないのでございます。特定JASはその枝葉末節的な対応でございまして、全体としての食の安全性、そうしたものに對する対応とは的が外れているのではないかと私は考えております。

また、提案の趣旨の中に、さまざまな消費者不安が渦巻いているというふうに述べられておりますが、消費者の不安とは、私どもに言わせれば、この社会に對する健全な注意信号だという考え方をとりたいたいと思っております。

規格化とか表示化は、生産と消費にかかわる人々の納得性を高めるものでなければならぬと考えます。今後とも、さまざまな近代化、産業化が進む中で、社会的不安感は増すでしょうが、社会実態を的確に反映したこうした消費者の健全な注意信号をむしろまともにとらえて、そうしたものに末節的なふたをするような対応は政治的対応と

しても不備であり、社会的に健全を助長するものであると考えております。

四つに、農水行政に特定JAS規格を語る資格があるのかという点について申し上げます。

特に、日本の近代農業は現代の農水行政とともに進んでまいりました。それに伴うところの、農業に伴う健康被害、環境破壊、製品の安全性不安、あるいは近代農業に伴うところの本来食物が持たなければならぬ栄養食品の劣化、こうしたことを問題としてきましたのは民間の心ある消費者や生産者でありまして、そしてそのお互いの協同活動がそうした問題を浮上させてきたのでございます。

有機農業について、あるいはその支援について、私の知るところ、農水行政はただ語らないだけではなくして、既存農法とともに暗黙裏にそれを無視し疎外してまいりました。極端なことを言えば、有機農業を進める人たちが現行の農協やあるいは農業行政のもとで非常に思いをしながら今日まで進めてきた、それらに對して十分な補てんがされたという記憶はございません。

それが今回の突然の特別JAS規格という提案になってきたときに、私も生産者にとりましてもあるいは消費者にとつても、その意図を不信を持って見るのが当然でございまして。特別な新たな規格を設けるときにそうした背景を十分承知されたいということでございます。

三点として、生産方法の変更とその評価は表示行政では達成できないということを申し上げたいと思っております。

有機農業とは、近代農法の反省とその構造的改革、方針の確立と財政的措置を伴って初めて有効に進んでいくものでございます。また、みずからの国の食料はできる限りみずからの国で賄うとの食料政策なくして食について語ることは全く論外でございまして。

二つに、今回の特別JAS規格改定は、それに対する裏づけもなく、ただ表示行政として行われるだけでございます。確かに、それによって一時

的には有機的農産物の高付加価値販売をもたらすでございましょうが、尽きるところ、こうしたものは一つの商品として小売流通業界における差別化商品政策の対象となり、あるいは食というものの對して利己的にしか考えない消費者の自己満足の糧となって最終的に終わるであらうと思えます。結果として、日本の農業、食料政策、ひいては国民の食の安全、安心・安定に根本的に寄与するものではない、むしろマイナスに働くという考え方を持っております。

また、特別JAS規格は、単に表示行政としても極めて不備であるということを申し上げたいと思っております。

本来、JASは農産物の加工品に對して行われたものでありまして、生産体制の変更にまで踏み込む内容を持つておりません。もし、それを強行するとするならば、現行JAS規格そのものが生産体制まで踏み込んだ特別なものであることを要求されてまいります。すなわち、特別JASだけがJASのあり方ではなくて、現行JASそのものについて生産体制に踏み込んだ論議が当然起きていると見えます。そうしたことを考えず、一部だけの特別JAS規格と、そして表示行政として行うことは行政としていかかと存じます。

また、表示のあいまいさは、既に繰り返し指摘されているとおりでございます。厳密な解釈をあいまいにするところの表示行政は行政全般の後退につながると考えます。言うなら、お茶濁しとしての表示行政というものは行政そのものに對する根本的な不信をもたらすであらうというふうに考えております。

さらに、生産、小売における格付実務者がこのことによって膨大に増大するわけですが、こうした人々の公平な管理というものは、現行のJASの実態、運用から見ても恐らく不可能であらうと思えます。それでも行われるとするならば、それは法においてそれが実態として実行されない、そうした点において法の形骸化をもたらすものであらう。したがって、法の精神においてもおかしい

と考えております。

次に、高付加価値、差別化商品としての特別JAS規格品は、流通業を潤して、特にそのガイドライン設定は販売の合理化として歓迎されるだろうと想定しております。確かに、ガイドラインが想定されまして、さまざまな有機農産物が一定のラインのもとにおさまることは、生産者やあるいは消費者というよりも、むしろ流通業界によって大いに合理化をもたらすであらう。しかしそれは、やがてもう一つ新たに来るところの差別化、常にかこの厳しい商品業界の中においてはそれにかわる高付加価値、差別化商品が当然あらわれてまいります。そのようなものがあらわれてきたときには、こうした特別JAS規格品というものは単なる過渡的な商品として存在するのであって、何ら抜本的な有機農業推進の具にはならないであらうというふうに考えます。

以上の観点からJAS法改定に私は反対するとともに、かねて国会決議がありますように、食料の自給率向上、生態学的農業の推進と不可分のJASのあり方を今日抜本的に検討しつつ、それに必要な立法、行政措置の必要を要請し、私の反対の論とします。

以上です。

○委員長(吉川芳男君) ありがとうございます。次に、郷田参考人をお願いいたします。郷田参考人。

○参考人(郷田實君) 私は、生態系農業推進協議会、これは生産者、消費者、流通関係の皆様方が構成いたしておりますが、その立場、さらには町ぐるみ有機農業を推進いたしております宮崎県綾町の立場からいたしまして、今日のこのJAS法改正あるいはさきの有機農業ガイドライン等につきましては、遅きに失したの感を持っておるものであります。言葉をかえて申しますと、待ちに待ったものがようやくやってきたという、こういう喜びと申しましようか、期待を持っておるものでございまして、供給地から見ます生産者の皆様方に活が入るものとしたしまして、これまた期待をい

それらの措置によりまして、消費者の皆様方にも少しずつではございますが何とか御理解をいたいただきまして、今日では市場等におきまして、特に築地市場あるいは大田市場等におきまして、個性化コーナー等を設けていただきまして、こちららの方に対応をさせていただくことにより、よく相なっております。私どもは、もしあの時代に今日のような措置をいたしていただい

方につくる喜びを与えることだと思ふんです。つくる喜びというのは、精魂込めてつくったものに評価を与えていただくことだと存じます。

第二いたしましたは、消費者の皆様方の信頼を取り戻すことだと存じます。従前、消費者の皆様方の本物志向、健康志向ということをいいことにいたしましたして、悪徳業者よろしく振る舞っておりますものが野放しであったのでありますから、

もう一つは、立派な土壌の上に栄養のバランスのとれました、すなわち銅あるいは鉄、マンガン、マグネシウム、カルシウム、各種ビタミン等、あらゆるミネラルのいっばい入りましたお野菜をつくる、いわゆる健康なお野菜をつくるということであると存じます。

第一点は、安全な、いわゆる農薬等が入っていない、この作物に入っていない農薬等

る発展を心から期待いたしながら今回の法改正につきまして賛意を表しておるものでございます。

以上、終わります。

○委員長(吉川芳男君) ありがとうございます。

次に、澤登参考人をお願いいたします。澤登参考人。

○参考人(澤登晴雄君) 澤登でございます。

私は、実は、今のJASというのはまことに悲

しい出来事だと思っておるんです。というのは、私も有機農業をやっておりますし、私、七十七歳になりますが、本当にもう七十年やってきたことは有機農業だけであつたんです。それが、私も本当に人類の歴史以来有機農業をずっと続けてきて、ここ三十年、いわゆるヨーロッパのドライカルチャーの方式から入ってきて、日本に明治維新以後いろんな形で入ってきた中で特に化学肥料が入ってきた。そして土をめちゃくちゃにしてしまったから、有機農業が目についたということだと思っております。

この点は前述の郷田さんとか折戸さんと全部同じでございますが、それをJASに入れるというところについて、私は何としても納得できないんです。特に、JASについての本質的な問題は、もう折戸さんの御意見に尽きておると思いますので重複を避けます。

それで、私、一番の問題は、簡単に言いますと、有機農業で売れば高くなる、非常に俗語でございますが、高く売れるからやるんだという、そのことなんです。付加価値農業という言い方もしておりますが、実は農林水産省からいただいた資料の中に、「次に、この法律案の主要な内容につきまして」ということで、「第一に、「生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資」についてやるということになっております。これは本当にとんでもないことでございまして、有機農業で価値を高めるといことはまさに悲劇なんです。当たり前のことをやる、それが有機農業です。毒になるものを使つてはいけないことは当然です。

これは先祖代々ずっとやってきたことです。私も、おじいさん、おばあさん、お母さん、お父さん、そういう先輩から全部やってきて、私は十歳で父を失いましたが、そのときから本当にそれ以外になかったわけなんです。それがこうなつてきて、しかも最後はどうなつたかという、有機農業をやらざるを得ない。当たり前のことをやらざるを得ない。それを付加価値農業だとするところに問題があると思ひます。

題があると思ひます。

そして、それを審査するのに、できた製品は全部審査できないと言ひ切つておりますね、あらゆるところで。農水当局もそう言つておられます。それで、その生産行程を管理する生産行程管理者というものが物すごく重要な立場になるように書いてあります。私、農業生産の中で生産行程というやうな言葉を、またそれに管理者というやうな言葉を聞くのは今度が初めてで、非常に勉強になつたんですが、これは工業化社会の一つの原理が入つてきたんだと。農業をかくまでめちゃくちゃにして、そしてかくまでに農産物を疑わなくちゃならぬという、そういうことになったものがやっぱりこういうことになつたのかと思ひますが、その管理者というものは何となく権威のある方々がなれるということなんです。行政なりいろいろ関係して、これができるでしょうか。

農業生産というのは、農業をやっている本人が、徹底的に自然の摂理に従つて自分の命とそれから作物と家畜と全部同じ命を共有しているんだという、その立場に立ちまして一生懸命やらないと、天候とかいづつどうなるかわからない、天災地変もございまして、そういう中でやっていかなければ成立しないものなんです。それを、何か管理かどうか、どんな偉い人か知りませんが、それだけの能力のある人があるんでしようか。

私は、くしくも、ソ連にかつて行ったことがございまして、実はこのことを聞いて、ソ連の農業の管理環境を思い浮かべてぞつとしたんです。こうなつていくのか、人をこれほど疑わなくちゃならぬのかと。GPUみたいなものがずっとやって、何したこうしたというやつを全部調べなくちゃならぬ、これは。調べられないんだが調べなくちゃならぬという、まことにもつてこれはもう変なことでたこのことを通つておると思つて、私はこれが今度のことで非常に悲しいことなんです。人を信じないということの基本線になりますね。

農業というものはそういうものじゃないんです。農業生産をやっている方々は、消費者の命を

預かっているつもりなんです。消費者の命を保障するつもりなんです。そして、私もがやっておることは、提携ということをお願いしておりますが、実は消費者は生産者の生活を支える義務があるという、その関係がなければ農業生産はできません。食物生産はできません。食べ物というものはそういうものなんです。私もはずつとそういう関係で今までやってまいりました。

ところが、率直に言ひまして、こう言ふんですよ。なぜこのJASをやるかという、一つは、私もはあらゆるものが全部無農薬で無化学肥料でできると思つておるんですが、これができない、それは普遍性がないだろうという見解が農林当局の見解のようですね。これはまた私も不思議ですが、私も全部やっております。先ほど郷田さんの言われた土づくりを徹底的にやればかなりものは胸を張つてできます。

それからいま一つは、はつきり申し上げまして、今は化学肥料それから化学農薬というものの中心の品種です。しかもヨーロッパから来た品種です。雨の少ないところから来た品種。そういうやうなものを中心になつておる品種だから、これはやっぱり農薬を使わなくちゃならぬんですが、本当の日本古来のものは全部農薬使わなくていいんです。ただし、一つの条件があります。それは土をちゃんとつくるということなんです。

ですから、その問題に徹底的に今まで農林行政があればこんな悲劇ははずなんです。これはまさに悲劇なんです。涙なくしては本当の農業をやっている人としては語れないことなんだと思ひます。それが第一です。

それから、その次にはこう言ふんですよ。有機農業は確かにいいんだけど、あれは労力がかかり過ぎる。私もは労力のかからない方法をずっとやってきました。一番日本で大きな稲だつてそうですね。今まで手で取つておつた一番労力のかかる除草を機械化してきたし、さらに最近レンゲソウを使ひましたり、カモの改良したものを使ひましたり、ドジョウを飼つてドジョウに草

取りをさせて、むしろドジョウの方が稲より高くてえらいもうかつたというやうな話があるし、また同時にコイも飼ひました。それからジャンボタニシも逆に利用したんです。

そういうことがいっぱい出てきてまして、不耕起でほとんど手をかけなくても、そういうものと一緒に我々が活動するということですか、一緒に命をともにしてカモやいろいろなものとやれば、本当に実際ずつと労力がかからないやうになりました。大きな日本の大事な水田はそれができるんですよ。

それから、私は今、国立の火山灰のところでブドウを二町歩つくつておつて、品種改良をやっております。それから、皆さん御存じの北海道の十勝ワインなんかのあのものをずつといるんなことをやつて、研究生も養成しました。そして現在もあの町の園芸専門委員です。そういうことをやってきました、日本古来のヤマブドウを中心にして品種改良をやつていけば今の労力の本当に三分の一、四分の一でいいワインのできるブドウができるんです。ヨーロッパのまねばかりしておるとそれはできません。

ブドウでも三十何回やつたけれどもどうだめだったという話まであるんです。これは無理ないですよ。アルカリ土壌で雨が四百ミリか五百ミリのところで育成された品種を使つたら無理で、できることの方がおかしいんです。今はその悲劇の中に陥つておるわけですね。大きい歴史の流れからはそうなんです。そのことを無視して私もが品種改良をずつとやってきますと、本当に巨峰の半分の手間どころか三分の一の手間で巨峰よりおいしいものができるんです。しかも無農薬でできるんです。

そういうものができるのに、私がそういうものをつくると、これはおかしいんですが、それよりは片方の三十何回消毒する方がよいという行政指導を本当にするんですよ。まじめにするんです。それ。それだから困つちゃうんです。まじめにするから困るんで、これ悪いと思つて行政の方がし

てくださればいいんですが、今その体制にあるから、まじめにそうやるんですよ。それで我々が、先ほど郷田さんが言われたんですが、まじめに有機農業をやっている人が圧倒されたり日陰者にされたり、そういうことがいっぱいあるんですよ。それから、その次はこういうことですね、収量が少ないうえと、率直に言って収量は多くなりません。今度の理論的にもそうですよ。有機農業ができたことは、土の中の生物なんか全部死んでしまっています。これは無理ないです。アルカリ土壌に使ったその化学肥料を日本へ持ってくる、もつと酸性化して、例えば硫酸アンモニウムあたりでは硫酸が残るんです。それで生物が死んでしまっています。一ミリ立方の中にも何千どころか何万、何億というような生物があるという関係で、土と根の関係、その共生や互生の関係ですと木が育っているわけですよ。

それが断ち切られましたから、本当にこれは収量が減りました。仕方ない、病気が出ますから、弱く育ちますから、また農業をかける。今まで例えば一反歩に一万円かけておったのが二万円になり三万円になり、特に山梨のある農家のブドウをつくっている人は十万円農業を使つたと言っています。それでもよくなかった。それで私のところへ来て、ゼロのものがあるんですかと見てびっくりしたんです。

試験場ではそういうことを言わないんですよ、実際が。ここにおいでになる方がうなずいてくださると思うんです、農林省の方が言わないんですよ。言つてはいけないというふうなことになるておるんです。それがこの五十年、特に三十年の日本の悲劇だと思っております。ですから、私も有機農業はそういうことで生まれたものだと思うざるを得ないんです。

しかしながら、できます。私どもの本場に巨峰の五分の一、四分の一の経費それから労力で巨峰より高く売れるものが、収量も倍も取れるものがあります。そういうことを案外有機農業は無視しておるんです。そういうことで、私も有機農業

無視してはこの有機農業は成立しないと思っております。

それから、さらに提携という問題を申し上げたいと思っております。私も、もう一楽さん以来提携でないといけないというふうな怒られながら、時には我々も頭をひねりながらやったが、やっぱり結論は提携なんです。提携以外に有機農業を進めていく道はありません。これを一般市場へ出して販売ということになりますと、ほとんどだめなんです。というのは、先ほど郷田さん心配されていますが、うそばかりがずっとまかり通るんです。だって、基本的にちゃんとした有機農業でつくったものであるという証明はできないんですからね。

実は、私も、ことしの八月十七日から十日間、アジアの有機農業の各関係者が集まって大会を開きます。それは向こうの要請があったんですよ。IFOAMという世界の有機農業の機構がこういうような一つの尺度をつくつたのでそういうことでやろうと。アメリカあたりは物すごく細かい尺度をつくつた農業をやっておりますね、有機農業に対するあれを。そういうことなんです、どうもそれが、私も考えてみますと、最近では日本の提携のやり方がよいから、それでないともうやっていけないところへ来たんです。

時間がなくなりまして御質問の中でお答えいたしたいと思いますが、こういうような一つの規定みたいなものをつくつただけではできません。まして、やるべきでない有機農業の生鮮食料をこのJASへ持つていったらとんでもないことになると思っております。もう完全に乱れて、有機農業なり農業そのものがだめになります。ただで崩れて困っている日本の農業が、これはもう後継者がなくて困っているんじゃないですか。本場に私は自分の村へ帰つてびっくりするんですよ。それをさらにさらに促進する作用をするということは明々白々なんです。

農村がつぶれて国がありますか。私もはそのことをしみじみ思ひまして、悲しい中でもあえて

こんなことを申し上げなくちゃならぬと思っております。

以上で終わります。また質問によってお答えいたします。

○委員長(吉川芳男君) ありがとうございます。次に、内藤参考人をお願いいたします。内藤参考人。

○参考人(内藤雄雄君) 内藤でございます。

本日は、参考人として中央卸売市場の卸売会社の立場から、JAS法改正に伴う参考意見を述べさせていただきます。

有機・低農薬に関する議論は、私も業界にあっては、私の知る限りではここ二十年來活発化してきております。無論、国民の健康という生活にかかわることですから、各関係行政機関の御指導のもと、産地、市場、小売といった業界内にあっても、戦後の物不足時代を除けば昔から常に問われ続けてきた課題であり、今後もさらに研究され続ける課題と認識しております。

特に昭和五十年代になってからは、四十八年、五十二年の二回のオイルショックを契機として、国内では青果物の過剰期を迎える結果となり、いわば量から質への転換を強く望まれる時代になってきたと実感しております。

当社では、東京青果でございしますが、この質への転換が特に求められていてと判断し、昭和五十八年に、有機・低農薬野菜に関する社内コンセンサスを図る、さらに産地の啓蒙を図る、また既存の産地の集約を図るといった観点で、社内専門プロジェクトを結成いたしました。それに向けての研究と活動を推進してまいりました。

お客様に安心してお買い求めいただける野菜の研究と活動の中で、絶対不可欠の問題が当然ながらございします。一つには有機栽培であり、一つには無農薬・低農薬栽培だったわけでございます。研究と活動の過程で常に議論の対象となつてきた大きな問題点は、要約して以下のとおりでした。

有機野菜とは、低農薬野菜とは、これの定義づけ及びその基準、すなわちガイドラインがどうい

う状態のものか。

二番目といたしまして、有機野菜であること、低農薬野菜であることの立証、確認方法を具体的にどう行つていったらよいのか。

三点目といたしまして、有機・低農薬と言われる産地出荷者が全国に個々点在しているため、系統立った状態になく、定時、定量、定質さらに定価格を求められる現在の市場流通にあつて、どううまく市場流通にかみ合わせていけばよいのか。

四日目といたしまして、殊さら有機・低農薬野菜を前面に打ち出した場合、その他一般野菜の適正理解をどう推進し続けられるのか。

以上の点でございます。

こうした問題点の現存する中であつて、当社プロジェクトで討議を重ねた結果、我々としてできることは、まず第一に、我々自身の目で実際に栽培を見て確かめる。素人が何を言うかという御批判もあろうかと思いますが、私も自身で栽培を見て確かめる。

二番目といたしまして、お客様に納得していただけるようにする。具体的には、産地へ御案内申し上げて、理解を求め、

三点目といたしまして、一つ一つの産地の栽培のマニユアルをいただく。どういう形でどのようなマニユアルをいただくかという点を含めて、栽培マニユアルをいただく。

そういったことが何よりも大切という意見の一致を見たため、具体的な活動としては、一軒一軒産地に赴き、生産者のお話を伺うと同時に、各産地の栽培マニユアルの収集、栽培産地の畑や産物、さらに生活活動等のビデオを作成し、必要に応じてお客様の産地案内等を行つてまいりました。そのほかにも、このビデオによるお客様への産地紹介、栽培実態紹介、商品陳列いたしました商品

の説明会を開催する。結果として、少しずつではございますが方向が見え始めてまいりまして、お客様の理解も得られ、さらにこの範疇での産地商品集約もでき始めたため、平成三年三月に三名の専任スタッフと各関係

部より選抜いたしました委員七名を組織いたしました。また、売り場を明示して、積極的に農産物個性化コーナーを展開する運びになりました。先ほど郷田さんのお話にありましたとおり、綾町の産物もこの農産物個性化コーナーにおいて現在販売をしているところがございます。

当社の個性化コーナー設置を皮切りに、築地市場、北足立市場といった他の中央卸売市場でもこの運動展開の理解と必要性が認識され、次々と同様のコーナー設置をするようになりました。

現状、当社の個性化コーナーの取扱状況を報告させていただきますと、平成四年度実績といたしまして、数量では千二百五十トン、金額にいたしまして四億四千万でございます。ちなみに、当社での全体の野菜の取り扱いを申し上げますと、平成四年度実績といたしまして三十四万四千三百六十八トンになっております。金額にいたしまして八百四十八億円でございます。ちなみにこの比率を申し上げますと、数量では〇・四％、金額では〇・五％と相なろうかと思っております。また、延べ出荷者数も、組合、グループ、個人を含め、総計三十二件に上っております。また、取扱品目は、トマト、カラビマン、大根等は周年化されつつございまして、パレイショ、タマネギに始まり、非常に多岐にわたっており、およそ三十品目となっております。

さきに述べた専任スタッフの業務内容は、産地関連といたしまして、産地づくりをしていく。栽培ステージを確認する。さらにまた商品チェックをする。顧客関連といたしまして、産地及び商品の紹介をする。当然商品の販売はするわけでございますが、必要に応じてお客様を産地案内する。さらにまたお客様の相談に乗る。社内関連といたしましては、職員の研修、勉強会は当然開催しております。さらに、情報の収集あるいはまた有機野菜に関する広報活動等でございます。

市場での販売方法といたしましては、条例上競り売りで相対売りと定められておりますが、お客様がまだ限られている、いわゆる少数だということ

ともございますし、さらに商品の特性上説明を多く必要とする点から、大半が相対売りの方法をとっております。

一般商品との価格差は、荷口が無差別状態や泥つき状態で流通するものもあり、一概に比較できませんが、おおむね卸売価格では一割から一割五分の高値の推移かと思われま。

仲卸、売買参加者、スーパーでの販売面での取り組み状況は、年々問い合わせや取引件数が増加しつつある点から、徐々にではございますが広がりがつつあるという判断をしております。しかし、供給面では、品目数や数量、いつでも欲しいときにあるといった期間の充足がまだまだ不十分で、安定供給とまでは至っておりません。

こうした中、農林水産省より本年四月に施行された有機農産物等特別表示ガイドラインは、卸売会社といたしまして評価させていただいております。先ほど活動経過でも申し上げたとおり、要約して四つの問題点のうち一番基礎となるべき大きな課題の基準が明示をいただけたからでございます。

かつて、ややもすればあいまいな表示で、ただ漠然と有機野菜、無農薬野菜とうたっていた産地が、ガイドラインのおかげできちっとしたガイドラインに沿った表示がいただけるようになりました。消費者もこのガイドラインのおかげで、どういふ人が、どういふところで、どのようにつくったものか、いわゆる顔が見えるような状態に大きく近づくことができたのではなからうかと思っております。さらに、市場流通業者にとっても、ガイドラインによる明確な枠組みに従い整然とお客様に説明し、取り扱うことができるようになりま

した。

現在、御審議中と伺っておりますJAS法も、この有機農産物等特別表示ガイドラインをさらに大きく前進させ、消費者により一層の安心感を提供できると同時に、産地に向けてもより一層の有機・低農薬野菜生産振興を促進させるものとしてさらに期待をしております。

終わりに当たり、有機農産物に対し今後とも着実に産地、お客様両面からの要望が高まり、取引も広がっていくと推察いたしております。卸売会社として、この予割を踏まえ、引き続きできる限りの勉強と対応をさせていただく所存でございます。

以上をもちまして、卸売会社代表の参考意見とさせていただきます。

○委員長(吉川芳男君) ありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。それでは、これより参考人の方々に對して質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○谷本義君 参考人の皆さん、今日は本場にありとございまして。

初めに、折戸参考人に伺いたいと存じます。折戸さんは、最後にJAS法改正に反対だということをおっしゃった。二つのことを述べておられました。食料自給向上、生態学的農漁業推進と不可分なJASのあり方ということが一つ、それからもう一つは、それに必要な立法、行政措置の必要を要請したいというふうに述べておられました。この二つの点についてもう少し具体的に話をいただけないかということが第一点であります。

それから第二点は、折戸参考人の反対の論拠といたのはよくわかりました。わかりましたが、この法案が成立した場合、何をとりわけ要望されるかということについて伺いたいと思うのです。

そのこととの関連で、私自身の考え方としては、やっぱり何とんでも消費者の意見が反映された民主的な運営が保障されるかどうか、このところが非常に大事だと思うのです。こうした点に関連して折戸参考人の御意見があったらひとつお示しいただきたい。

以上であります。

○参考人(折戸進彦君) 最初の御質問の点につき

ましては、既にさまざまな意見が出されておりますけれども、特に私も一番大切にしておりますのは、要は日本の食料を根本的にどのような方向へ持っていくか、その持っていくときに、近代的な農漁業のあり方なのか、むしろ持続的な生態学に即した農漁業のあり方なのかということが問われてくる。それがまず先にあって、しかる後に、それを推進できるような食料規格のあり方と、こういうふうな順序がなくてはならないだろうというところが一つでございます。

それから、それに必要な立法というものは、先ほど申し上げましたように、現在のJAS法が加工食品の規格で定めているだけでございまして、したがって、生態学的な農業とその持続性を保障するための政策的な措置というものは、既にイギリスやアメリカでも行われておりますように、特別な形での農業持続のための法律措置と行政措置、財政措置が伴わなければ一歩も進まないということとは明らかでございます。そういうことを考えているわけでございます。

これに對しては具体的な案がそれぞれのところから出されておりますけれども、一つ触れたいのは、ここでは農産物だけを取り上げておられますが、日本の食料の中では内水面、特に国内の水とともにあるところの食料、コイにしろフナにしろウナギにしろ、それから海産物、そういうものもすべて、私も消費者というよりも、みんな消費者でございますけれども、食卓に上ればすべて食として食するわけですから、これらに伴うところの立体的な有機的な措置をとられませんか、一方はJASでございます、一方は食品衛生法でございます、一方は表示法でございます、そして農水省と厚生省が縄張り争いをされてきたんじや、食卓の上でやられては大変迷惑でございますので、こうしたものの体系的な立法措置を行ってほしい。

繰り返しますが、人は、生まれて、食って、死んでいくわけですから、この中間の食というものを政治の根本に置いていただきますと安

心して今後を考えることができないというふう
に考えているわけでございます。

二つ目に、成立の場合、実態化に即してどのよ
うにということ、私は、こうしたJASの特別
JASができますことは先ほどの問題を形骸化さ
せるということで反対をしておりますけれども、
悪法といえどもできれば守らざるを得ません。そ
うしますと、そのときに最もお願いしたいことは、
少なくとも法ができたなら、恐らく国民もそれに追
随はいたしますが、従来の農政担当者が、自分の
今までやってきた近代農法推進について、それに
こだわらず行政措置をとっていただきたいという
ことでございます。

それから、流通業者に対して十分な監督が必要
であるというふうには私は考えております。むしろ
小分けや何かにおきまして、流通段階において有
機農産物のホウレンソウが百来た、それでこちら
でそうじやないのが来たときに、私は、現在の流
通業者の小分け者がそれをちゃんと分けて特別表
示するなんて、そんな楽な仕事をやっているとは思
えませんが、できもしないことを、やれるとい
うことがあったら具体的にできることをちゃんと
行政対応していただける措置をとっていただき
たい、こういうふうには考えております。

○谷本 観君 ありがとうございます。

次に、郷田参考人にお伺いをいたします。

先ほどのお話の中で、仏つくって魂入れずとい
うことは困るというお話がございました。それ
じゃ、魂とは何なのかというお話の中で出されま
したのが流通、技術、そして有機農業を育ててい
くための手だてというお話でございました。では、
この中身についてもう少し詳しくお話しいただけ
ないかということでありまして。

とりわけ、綾町の場合、有機農業生産を育成し
ていくのに、品種の問題、それから技術の問題、機
械の問題、流通の問題等々多くの苦労があった
と思うのです。どんな苦労があった、その苦労を
どう克服したかというポイントだけでも結構であ
りますので教えていただきたいというのが第一点

であります。

それから第二点が、有機農業は一般的には労働
はきつく収量が低いというふうにとられている向
きが多いわけでありまして。私は、こういう見方は
全面的に間違っていると考えておりますが、綾町の場
合、これは作目によって違うはずですが、収量が
安定するまでのどのぐらいの期間を要したか、収量
が安定した後の収量は他のいわゆるこれまでの農
業生産と比較してどういうふうに変化をしておる
か、以上二つの点を伺いたいと存じます。

○参考人(郷田 實君) 私どもの町といたしまして
は、先ほど申しましたが、有機農業推進のため
に有機肥料の確保、あるいは雨量の多い地域
でございまして、雨よけのための措置でありま
すとか、あるいは市場が大変遠いというので、
そのためには冷蔵の手だてでございまして、そ
れも一応倉庫に入れた上で、その倉庫で一応冷蔵
を設置いたしまして、そして運搬というようなこ
とでやってまいりますので、もうあらゆる手だて
を講じてまいりました。

大変、マイナスイメージの時代でございまし
たけれども、私どもの町といたしましては、町の
農業を安定的にと申しまして維持して継続し
てまいりますためには、まず土地を守らなければ
いけない、農家の皆さん方の健康を守らなければ
いけない、安定的に、永続的に綾の農業を継続で
きますためには、消費者の皆さんたちの御理解を
いただくかなければいけない、信頼をいただくかな
ければいけない。

そこで、都市の皆さん方との交流関係を初めと
いたしまして、あと限り、各地域に直販所をつ
くりましますとかあるいは市場等を開設いたしま
すとかもろもろの手だてをいたしました。これはつ
る方は容易でありますけれども、販売ということ
になってまいりますと、先ほども申し上げました
とおり、綾町という九州宮崎県の片田舎の小さな
町でございまして、だれも綾町ということも
知っていませんし、また我々綾町が、これは本
物だ、あそこだこうだとして申ししても信頼して

えませんが、この販売ということがどうしてもや
りにくい状態にございました。

生産の手だては、町づくりのために苦しくても
そう大きな問題とは思っておりませんでした。た
いぶんつくっても保管のできないものは流通に乗
らないわけでございますから、この点ではたと行
詰まっておりますし、このことが大変一番の
悩みの点でございます。

それから、次にお尋ねの労働が多いということ
であります。最初の三年ないし五年は除草を初
めといたしましてある程度苦労が伴いますけれど
も、それを過ぎますとさほど労働は変わりません。
むしろ防除回数等は少なくなりまして、ある面
では労働は低下をいたしてまいります。収量にお
きましては、これは三年、五年、十年とたつてま
いりますと収量も高くなってまいります。

先ほど東市さんの内藤さんのお話にもございま
したが、有機農業は一〇％ないし一五％高くなる
というふうなお話でございました。最初のうちは
一〇％、一五％高くて、労働が過重になつてま
いりますので、これはおもしろい産業ではない、
こういう評価をいたしておりましたが、三年、五
年とたつてまいりますと、一〇％、一五％高くな
りますし、化学肥料というのがノーでございま
すし、農薬代が非常に高いのでございまして、こ
れがノーでございまして、価格は同一でも有機
農業の方が歩とまりが多い、こういうことに相
なつてまいります。

私も、付加価値農業とよく言われますけれど
も、高く売るといふことよりも、安定的に、継続
的に綾の農業ができる、現状の価格で売ればこ
れでやっていけると、こういう見通しを実は立て
ることができるようになっておるのであります。
ただ、宮崎から東京に持ってまいりますのには
かなり運賃がかさみます。こういうことも
の等は計算しなけりやなりませんけれども、先
ほどお話がございましたとおり、それでも若干高
く指し値していただきますのでそれ等も十分カバ

ができる、こういう状態に相なつてまいりまして、
ただいま東市さんの方にも安定的に出荷をさせて
いただいております、こういう実態でございます。
お答えにならなかったかも知れませんが、以上
のような状態でございます。

○谷本 観君 ありがとうございます。

次に、澤登参考人に伺いたいと存じます。
四月二十五日の毎日新聞の「日曜論争」を資料
でいただきました。大変感動的に読ませていただ
きました。とりわけ、有機を農政の根幹に据える
という見事な論理の展開がそれにあります。この
新聞の最後の方に次のようなことが述べられてお
るんですが、そのことについて伺いたいと存じま
す。

しかし、いわゆる「有機農産物」が「産消提携」
の中に収まりきらなくなってきたことも事実だ
し、「産消提携」にもいろいろな課題が生じてい
る。私たち自身、提携関係のあり方を見直さね
ばならないと考えているが、いつてすぐに表
示制度を導入して市場流通にゆだねるのでは、
「産消提携」の中で育ってきた有機農業の姿を
ゆがめてしまふ恐れがある。

というふうには述べられております。
私が伺いたいのは、「産消提携」の中に収まり
きらなくなってきた」というのは確かな事実なん
ですけれども、ここで澤登さんが述べておられる
「産消提携」にもいろいろな課題が生じている。
と、この「いろいろな課題」というのは何なのか、
このことを伺いたいということが第一点でありま
す。

それから二つ目に伺いたいのは、澤登さんの考
え方からしますと、有機農業で日本の食料
自給は達成できるんじゃないのかという可能性を
この中で示唆しておられます。ところで、私自身
がここで伺いたいのは、有機農業は草との闘いと
も言われておりまして、労働力の三分の一近くは
除草作業に追われる場合が多いという話を聞いて
まいりました。夫婦二人での適正規模で言うとい
う程度が適正規模なのか、その辺についての澤登

さんの考え方を聞かせていただきたいということ
であります。

○参考人(澤登晴雄君) 産消提携が今一つの大きな壁に突き当たっていることは事実です。それは何だろうかということを考えてざるを得ないんですが、やっぱりこれは根本的には私どもの働きが足りないということでは事実でございまして、この点は反省させていただいております。

それで、先ほどのお話の中に有機農業をやっている方は点だという話がありました。それをもっと大きな面を持っていくということが一つの大事なことじゃないかと思えます。ですから、これはまだ個人の段階ですが、最近生産地で五人組をつくらうと言っておるんです。その中でどうそれができない、本当のものが生まれてきます、お互いに助け合ったり励まし合ったりすれば。

それから、今度は消費者の方との提携の問題も、これもひとつそういうものをつくっていったら、そしてその提携の中で、小さい輪で地域自給の問題をやっていくことと、地域自給の問題が今までちよつと忘れられておったと思えます。できるだけ小さい輪で、小さいところで自給をしていく。その足りないものを、余ったものはまた小さい輪同士の連携でやっていくことと。生協あたりになんかいう考え方が一つあるわけですが、私どもはそれを逐次やり出しておるということも事実です。

そして、そこに市場がどう入ってくるかということとは問題があるんですが、私ども、全然市場参入の余地がないということは考えておりません。それはやっぱり市場というのがいまひとつ高い立場でそれらのことをコントロールできるんじゃないか、こう思っております。方向性だけ申し上げて、申しわけございませんが、それが一つでございます。

それから食料自給の問題、これは逆に言いますと、先ほど郷田さんも述べられたように、有機農業をやってくれば生産が上がるんです。経費が少なくて済むんです。労力が少なくて済むんです。それが間違つたところに問題があるんです。今病

んでいる状態です。アブノーマルなものをノーマルと思つているところに問題があるんですよ。

だから、それをしつかり——大学もございまして、試験場もございまして。一つの農業を開発するのに何億とかかかっているという話を聞きますが、実はそれだけの経費があればそういう問題は解決するんです。もうその道はできておつて、我々はやっておるんです。ただ、我々がやっておると、時にはばか呼ばわりまでされたり、あほう呼ばわりなまだよいが、時には山師呼ばわりまでされるというようなことだったんです。事実は、今はそういうふうには押し込めてきたいろいろな社会機構がございまして。それを一つ一つ破つていっていかないとならぬと思えます。それさえ破れば有機農業のみがでると思っております。

それから適正規模の問題というのは、これは御承知のように一概に言い切れないと思えます。一つの品種で一反歩十人でもできるものもあれば百人かかるものもあります。価値は百人は百人の価値があるんです。これは一般論です。しかしながら、私どもが今考えておるのは、例えば私どもの関係者の中に金子さんという方がおられます。この方は、埼玉県の小川町で約二町歩の田畑と、それから牛三頭、それからウサギ飼つたり鶏飼つたりして、大体十軒ぐらいの家族を養つております。それから換算すると大体自給できる計算になります、今やっておりますが。

日本は非常に恵まれた国ですよ。四季があり、雨が多く、これに合う品種をつくり、これに合う農法を開発すれば、まだまだ私どもは自給は堂々とできると思えます。今私どもは、いろいろな先輩やそれから学者の意見をかりまして有機農業による自給ということと大きな課題として打ち出していきたいと私個人は思っておりますし、大体皆さんの賛同を得られると思っております。

以上でよろしうございしますか。
○谷本鏡君 はい、ありがとうございました。最後に、内藤参考人に伺いたいと存じます。今の市場で見えますという、川下の方は大

型量販店の時代になっておるのじゃないか、市場はもう既に値決めの力を失っているというような状況にあるのじゃないかと私は見ておるのです。

そういう中で小売店、例えば果物店で言いますと、いうと、ギフトとか特殊なものを扱うということと、この傾斜傾向というのは依然として直つていないというような状況の中で、有機農産物の取り扱いに、今度の法律改正での特定JASですね、それに積極的になっていくのはどこなのかというところ、どうも私は量販店が一番積極的になつていきはせぬのかという気がしてならないのです。今度の特定JAS規格の設定で青果物の流通にどういう変化が生まれてくるか、その辺の可能性の問題ですね、それが伺いたいことの第一点です。

それから第二点は、生産行程にも問題があるんですが、小分けの段階でまがいものが入ってくるおそれがあるんじゃないのかという指摘がきょうのお話の中にも出ておるわけですよ。そのところを防止する方策というのがあるのかどうか。あつたような考え方があつたらひとつお聞かせいただきたいということですよ。

○参考人(内藤雄雄君) まず第一点は、どのような変化が生まれてくるかという御質問です。先ほど御説明したとおり、私どもの会社で数量で〇・四、金額で〇・五ということでお話したと思ひますが、この程度の量でございしますから、有機野菜の取り扱いが取り扱ひの一〇％なりあるいは二〇％になつてみないと正しいお答えはできないと思ひます。

それから、第二点の小分けの問題でございします。市場経由をいたしましてスーパー、デパート等で、さらにまた小売専門店販売をされているわけでございますが、それぞれの店舗での個々の販売方法といひますか、こういうことがございします。私どもも卸といたしますとこの分野につきましては現状まだチェック段階に入つておりません。当然、先生の御質問のとおり、この小分けをどうチェックするかということについては今後の

課題であらうかと思ひます。
これでよろしいですか。

○谷本鏡君 はい、ありがとうございました。
○稲村稔夫君 参考人の皆さんには、大変貴重な御意見をいただいております、ありがとうございました。私は、社会党、護憲民主連合の稲村稔夫と申します。

最初に、四人のそれぞれの方に同じ課題で何をしたいと思うのでありますが、それは、JAS法改正に入る前に既にガイドラインが施行されているわけでありまして。このガイドラインの影響というものがどういう形で、もう四月一日にあれば、まあ経過はわずかでありまして、それでももう既に市場に出回り、消費者に渡りという形になつてきているわけでありまして、そういう中で、それぞれの皆さんの立場でどういう傾向にあるというふうにごらんになつておられるかということでありまして。

私がこれをお伺ひいたしますのは、一つには、ガイドラインで決めた方向、方途というものが、これは生産者にとつてもいろいろと問題がありまして、消費者という立場からいいますと、今までは確かにそれだけが相対的に決まっていたというところが決まらなくなつた。統一されたことは確かにいいように見えます。しかし、逆に今度は一定の権威を持つわけですね、その表示が、その権威を持たれた表示というのが果たして消費者に正確に受け取られるようなものになつていようかどうかどうだろうか。

このことは、将来JAS法の中に有機農業なら有機農業を取り込んでいくこととするならば、今のガイドラインの問題点があるのかないのかということの問題にしながら、これを何か農水省も手直しをすると言つておりますから、それだけに発足をすべくいろいろな課題が出てきています。それだけお考えをお聞かせいただきたいと思います。

最初に御意見を述べた順番でひとつよろしくお願いをいたします。

○参考人(折戸進彦君) おっしゃられましたように、法的に裏づけされた表示というのは一つの権威を持ちますので、その権威が実体としてあるならば私はそれは大変いいことだと思いますが、権威だけが先行して、中身が崩れていったときはさまざまな政治的不信を呼ぶことは事実でございます。その可能性はまだ実行したばかりでわかりませんが、既にさまざまな消費者団体でシミュレーションしている限りにおいては十分危惧されております。

例をもつて申し上げるならば、米の流通段階で、小売段階でさまざまなブランド化が起きた途端に直ちに格上げ混米がされて、そして膨大な利得がそこに入っていたようなこと、そしてそれが最終的に米の消費に多大な不信感を与えて大きな問題を持ったというようなことがこれによって起きないかどうか私は心配しております。

つまり、行政はなかなか実態を先取りできない。したがって、十分なシミュレーションをして実体化をすることに十分な配慮をした後でなければ、なまじつかな権威は形骸化の前提になるということとを申し上げたいと思います。

○参考人(郷田賢君) このガイドラインにつきましては、先ほども申し上げましたが、私どもの町は条例をもちましてそれぞれの基準を設けてございます。ガイドラインの有機農業と私どもの町のゴールドとは同様でございますので、全く問題はないのであります。

ただ、低農薬、低化学肥料、これにつきましては五〇%以上のものとなってございます。農林省の方の御指導も五〇%以上、努めて六〇、七〇、八〇%削減と、そのような表示をするようにという御指導をいただいております。これ等におきましても、先ほど申し上げましたが、銀が八〇%銅が七〇%と相なっております。これらの線に沿いまして表示をいたすことにしてございまして、現在のところ何らの問題は生じていないので

あります。

ただし、それぞれの作物に私のところはシールを張りますので、ただいまは移行期間でございまして、農林省の方にもお許しをいただきまして、私のところのものをそのまま利用させていただいております。若干、末端におきまして問題を生ずるのではないかと心配もいたしております。また、それらも十分御理解をいただきまして、あくまでも国のガイドラインに沿ったものである、こういうことで御認識をちょうだいいたしまして、これらも全然問題はございません。先ほどもございましたように、我々町村の条例よりも国のガイドラインということになりますと、これはもう権威がうんと違つてまいりまして、先ほども申し上げましたように、早く国の方で権威ある表示をしてもらいたかった、こういう考え方をしております。

○参考人(澤登晴雄君) ここにニンジンとそれからジャガイモがございまして、これは、九州でできたものを千葉の方の同じ団体が扱って一般のデパートで売っておられるということで、私どもの間屋さんが持つてこられたものなんです。これを見ますと「有機農法」と書いてあるんです。ですから、これは有機農産物。その次には「農林水産省ガイドライン」により表示と、こう書いてある。その次に、「転換期間中有機農産物」とまた書いてある。これでわかる人は少ないだろうと思うんですが、とにかくこういうのがもう出回っていることは事実なんです。

ひょっとすると、これは農林省のお墨つきだと、こう思つてよいものだと思つて買つてますが、これを私も専門的に見ますと、これは、これをとるときは六カ月前に化学肥料とか化学物質の農業を使わなければよいということでの表示ができるわけです。そうしますと全部できます、実際には。

私ども、肥料なんというのは十二月に大体ほとんどくれてしまうものが果樹なんといつぱいあつ

て、特に落葉果樹は全部そうです。それで後はくれないで結構なんです。それから、そのときに物すくし残効性がある、今はコーティングをして一年間効くというふうなそういう化学肥料だつてあるんです。そういうものを使えば、もう楽々化学肥料を使つて栽培ができます。それで、いつも転換中と言えりわけなんです。

これを消費者はわかりませんが、農林省ガイドライン、有機農産物とあれば、本当にとうとうものだと思つて高く出しても買つてしまいます。それが、九州でつくつて、千葉の方でそれをやつて、物すくし全国回り歩くわけです。これがいつぱい出てくるんじゃないかと思つて実は心配しております。そんなことが一つの今の状態で、私も心配を申し上げるというわけです。

それから、確かに市場へ出てくる有機農産物は少ないと思つて、隣近所や近いところできつと出回つておる、本当の意味の顔の見える関係の農産物はいつぱいあります。これはほとんど表示しておりません。実際の表示の必要がないんです。だから、そこが大事だと思つております。その輪をどうして広げていくかという工夫をしないと、有機農産物というのは全くだめなんです。こういうことが、どんだんどんこれに似たことが横行します。実際にはもつと上手が私どもは恐れております。

○参考人(内藤徳雄君) 生産者側と中間業者といふますか、この二つに分けてお話をしたいと思つてます。

まず、このガイドラインが施行されて、施行前、四月前とその後の産地側から、いわゆる表示の内容が大きく変わつてきておりますので、その調査をした結果がございまして、東京都中央卸売市場の調べでございますが、申し上げます。

平成四年十一月の調査でございますが、大根以下十四品目でございます。このときの有機表示というのが七・五%あったということでございまして、これは東京地方全体でございます。これが平

成五年五月、施行後ですね、調査した結果については〇・五に激減したということでございまして、まずこれが第一点でございます。

二点目といたしまして、四月十七日に、大田市場におきまして、コラド州立大学のルイス・グランド先生をお招きいたしました。有機農産物のセミナーを実施いたしました。これは中卸業者が主催で開催したものでございまして、卸売会社、中卸、さらに小売買参、さらにスーパーマーケットのバイヤー等々を含まして約四百名の参加があつたということでございまして、いわゆる関心の深さというものが非常にうかがい知れるということでございます。

以上でございます。

○稲村稔夫君 それぞれありますがございまして。今の内藤参考人のお話を伺いながら、そしてその前の澤登参考人のお話、関連をさせて伺つていながら、私は、特に有機農産物が市場で流通をするというこの問題、これは今後いろいろな課題を持つていけるんじゃないだろうかという気がするものです。それから、それでお伺いしたいと思つてます。内藤参考人にお伺いしたいのは、市場に、特に中央卸売市場に集結するということは、極端に言えば全国からこれを集めるということになってまいります。量がふえればふえるほどですね。というところになってまいります。鮮度の問題であるとか、それから先ほど郷田参考人がちよつと言つておられた輸送費の問題とか、そういう問題が加わつてくるということが言えると思つてます。

それからもう一つは、中央から地方へまた再拡散というんでしょうか、地方へまた行く場合というのがあると思つてます。特にそういうふうになつてまいりますと、鮮度であるとか運賃とかというものの問題がさらにそれに加わつてくるというところになってまいります。その辺のところが一つこれからの、有機というところで特別なコーナをつくられて対応しているわずかな量の間はそれなりの対応でいいんでしょうが、これがふえてくるといふことになるとその辺の問題が大きな課題

になるんじゃないだろうか。その辺はどういうふう
に考えておられるかということでもあります。
それで、それと関連をして澤登参考人にお聞き
したいのは、確かにおっしゃる通りに地域で直接
相対で買われる、家庭で相対で買われるような場
合、これはそういう表示は必要がないという場合
が多いと思うんですけれども、例えば私なんかの
場合ですと、私のうちにはもう生産者が直接毎朝
人がかわりながらやってきて、「おらもお前さん
の支持者だの」と言っていて持ってくる。そう
すると買わざるを得ぬというようなことになるん
ですけれども、そうやって持ってくる。これは
表示も何もなくて、その人を信用して買うとい
うことになります。

しかし、地域を中心にして考えていったときに、
日本の人口は極めてアンバランスで、一極集中で、
東京とかを中心にした大都市に集中しています
ね。地域で確かに新鮮なものはあられる可能性
を持っておりましても、そうすると、中央の
体制というのをどういうふうに考えたいんだ
ろうか。そういう問題が一つあると思うんです。
その辺は、私は、参考人のおっしゃる通りに、地域
を中心にしてできるだけ新鮮なものをというの
は賛成なんです。と同時に、じゃ東京はほうつ
ておいていい、大阪はほうつておいていいとい
うわけにはいかない。そんなふうにするんです
から、それでその辺のところをぜひお聞きしたいとい
うことです。

それから郷田参考人には、私、時間の関係もあ
るものですから、先に全部それぞれ御質問申し上
げますが、先ほどから私は綾町の条例というの
も拝見をさせていただいておられます。条例です
から細かいことはうたておられません。しかし、
例えばその基準については、「審議会の意見を聴
いて町長が別に定める」、こう十三条の二項で
言っておられますし、それから「検査員は、町の職
員又は自然生態系農業に識識経験のある者の
うちから、町長が任命」というふうに書かれ
ております。

そこで、基準というのがどういう基準を持っ
ておられるかというのを、全部ということではござ
いませんで、考え方で、こういう基準で物は決め
ていっていますよということ結構なんですけれ
ども、教えていただければと思います。

それから、検査員というのは、これは実はやさ
しいようで面倒な問題なんじゃないかと思うん
ですけれども、町長さんの御経験で検査員の任命は
どのようにしてやってこられましたか。その辺を
お聞かせいただければというふうに思います。

最後に、折戸参考人にお伺いしたいんです。あ
りが、生協という組織を通じてのいろいろな活動
の中、今まで多くの生協では私は減農薬の農産物
を扱っているという例は聞いているわけでありま
すけれども、その減農薬というのが非常にいいま
いで、基準がどうもはつきりしない。いろいろな
問題が、先ほど澤登参考人が御指摘になったよう
な問題なども転換中ということでも今度新たに
出てくるという感じもするわけでありましても、
今おたくの生協の方ではこうした有機農産物の扱
いというものはどういう形で取り組んでおられ
るか、その辺のところをお聞かせいただければあり
がたいと思います。

以上であります。
○参考人(内藤雄志) ふえた場合はどうするん
だという御質問ですが、昨年の実績でいきますと、
東京中央の野菜全体は約百九十万トン入っており
ます。先ほど御説明したとおり、大田市場、築地市
場さらに北足立市場ということ、いわゆる有機
野菜といいますが、これに取り組む卸売会社も数
多くふえてまいっております。

そういう中で、お客様の要望、言いかえすと
スーパーマーケットなり一般小売の専門店、非常
に要望が強いということでございます。したが
いまして、全体の一割まではそれは簡単にいかに
ないと思っております。私も現状の中ではふえても
十分対応できるというふうに考えております。
さらに、コスト面で御質問がございましたけれ
ども、それぞれ地域の中でまず地元からというよ

うなことは、この有機野菜といったものについて
はいきなり中央へということ余りなさそうござ
います。したがって、まず地元を埋めてから中
央へというようなことでございしますので、なか
なか中央まで来るといことは時間がかかるんじや
ないか。

御指摘のとおり、コストが高くなることは当然
でございますが、北海道から大根を持ってくる
さらにキャベツを持ってくる。これとてすべて同
じでございますので、どうしても遠隔地の場合は
コストが高くなると思っておりますけれども、転送の部
分についてもそういったことでございしますから、
さほどまだ量的な問題からしてあれなんじやな
ろうかなと、そんな感じがいたしております。

以上でございます。
○参考人(澤登晴雄君) 一極集中は悪いことなん
だということが私どもの基本的な考え方なんで
す。だからこういう悲劇が起こるんだということ
も一つで、社会から農という生命産業の中にいろ
いろの手が入ってきて、そこに、時には立派な流
通業者もありますが、実際にそれを食う物にして
おる流通業者もございまして、私もそれに踊
らされている面がある。今度はそれがやりやす
くなったということも私も大きな問題だ、こ
う思っております。

ただ、理想的に言いますと、私、実は、ついこの
前の六日に山梨県の私の村で小梅とりをやっ
たんです。どういうわけかという、農村にも小梅
をとる努力がないんですよ。あんな小さいものを
とって売っても間に合わない。それで、私は多少
知っている方々と話をし、どうだろうかと言
った、わつと八十何人來まして、こうしてとって、
実によかった、楽しかったと言っています。

実はこれなんだと思うんですが、いま一回私は
こういう線を組織し直すことが大事じゃないか
と思うんです。私も、一つは有機農業というの
を単なる金もつけというものでなくて、やっぱり
生き方の問題、と世の中のあり方の問題、それ
が不正があったら食という一番大事なものだと

いう一つの徹底的な深い決意を持っております。
それが無いこの問題は全部解決できないと思
っております。ですから、私もは一つでも一つ
もよいからそれで前進していきたい、こう思
っております。

それで、たまたま私の村を町長さんが感激しま
して、皆さん、これを第一回の交流会にしよう、今
後ずっと交流会を続けます、アドウのときはアド
ウ、リンゴのときはリンゴとりに来てくださ
い、いろいろのことをやりますよということ言
って、今度は地元の町会議員さん、それから組合長さん
みんな出てきて、もうとにかくやろうと、非常に
感激の情があつたんです。

私も、今その私が、それが有機農業の本
当の姿じゃないか。そして、有機農業をやります
ことを果樹の有機農業の里にしますと、こう町長
さんが言い切るんですよ。私は、その運動として
私どもの会があるし、私もやっておるし、その
線でないとも何と解決できないじゃないか、こ
う思っております。

以上であります。
○参考人(郷田賢君) 基準につきましては、農地
検査基準というのがございまして、いろいろPH
ですとか、その他有機質等あらゆる検査基準があ
るんでございしますけれども、まことに申しわけ
ございませんが、私ここに資料等持っております
で、それらをここで答えさせていただきますと大
変恐縮に存する次第であります。

あるいは農薬等におきましても、それぞれの品
目につきまして、この作物にはこのような病害虫
が想定される、それには無機質の農薬じゃなく
てこういうものは使つてよろしいよという、これも
それぞれの基準をつくっておるんでござい
ますが、それも私私念いたしております、ここで
答えできませんことを大変恐縮に存じます。ま
ことに申しわけございません。
それから、検査員の任命でございしますが、これ
も二つございまして、土壌検査員と管理検査員と
があるわけでございます。

土壌検査員は有機農業センターの職員をして当たらせてございます。有機農業センターには役場、農協からも出向いたしておりますが、県の農業試験場の土壌の専門の技術員でございまして、その他県のOBの方に数名入ってございまして、それらの皆様方をそれぞれ検査員といたしまして任命してございます。土壌の方はそのようなことで有機農業センターの職員を検査員として任命いたしてございます。

それから、管理検査員でございしますが、管理ということになりますと、肥料をやりますとか、防除をいたしますとか、あるいはマルチをいたしますとか、いろいろなことをいたしますが、そういった管理運営の検査員でございまして、これは防除センターの職員プラスそれぞれの集落に二名ずつ副検査員というのを置いてございます。この副検査員というのがほとんど検査をやってくれます。綾町の有機農業として出すものを、だれか一人か二人でもそれに違反するようなものができたら、綾町全体の名声がダウンするんだということ、それぞれがお互いに牽制合っておりますので、これはもうみんなで監視いたしておりますから、副検査員を二人置いておられますけれども、もう副検査員でございまして、みんなが検査員と思っていだいてもよろしいぐらいいい……

○稲村稔夫君 相互監視体制ですね。
○参考人(郷田實君) はい。そういう状態に相なっております。またそこまでまいりませんとこれは本物ではないと思えます。しかし、一応検査員の任命はただいま申し上げましたようなことで任命をしておるわけでございます。

以上でございます。大変申しわけございません。
○参考人(折戸進彦君) それぞれの生協におきまして、農産物の取り扱いについては厳しく農産物の種類から量について制限をし、決めているところがございます。それは後ほど資料で差し上げたいと思っております。生活クラブ生協についてお答えいたします。

業のあり方として有機農業、つまり有機肥料を使い、なおかつ農業をなくしていくということが基本ではございますけれども、現在、有機農業とか減農薬とかという表示は一切してございませんし、そのようなことを組合員にうたっておりません。これが第一でございます。

なぜならば、第一の原則としてあるのは、まず何よりも食い物をつくってくれる農家経営の安定。継続的取引が第一でございます。これなくして一方的な有機農業やなんかのお勧めは生産者に行きません。したがって、まず農家経営がお互いに生活クラブとつき合うことにより成り立つことができたならば、どのような産物をつくるかという話に入っていきます。したがって、そうしたところをクリアしたところはいくつか検査していただいてもいいだけの完全無農薬、有機肥料で十分なる成果を上げていることも中に入っております。ただし、そのことでもって特別価格の評価はいたしておりません。

それから、そのために生産者の地域の農業の共同化、生産の共同化、さまざまな行為に取り組んでおります。肥料工場は共同建設し、あるいは養豚場から出たものは地域の有機農業家に展開し、しかもそれは全体コストの中で安くやっていく、こういう形で有機農業が構造的に成り立つようなことを協同組合として積極的に進め、それらの成果を十分評価しております。

三つ目には、そのための知識の交流と学習会の組織をしております。これによって、そこに参加した人たちがみずから進んでそのようなことを知り、農業のあり方を学んでいくという形、しかも、個人的な苦痛を少なくしていく形で有機農業へ移っていくということ、そうした一連の行為を食べることで支えるというのが正しいのでございまして、食べることでのエゴイズムを生産者に押しつけて、そして有機農業が生まれてくるものとは考えておりません。

したがって、社会に対して減農薬とか有機農法とかということを殊さらに申し上げないで、そう

した構造づくりに専念し、かなりの成果を上げていくことは申し上げたいと思えます。

○稲村稔夫君 ありがとうございます。
○矢原秀男君 本日は、参考人の皆様には、御多忙のところを御出席賜りまして、本当にありがとうございます。時間関係もございしますので、数点にわたって質問させていただきます。

まず最初に、参考人の皆さんから先ほどお話を伺いました私の所感というものを申し述べたいと思えます。

四人の参考人の皆さんのそれぞれのお立場から、経験豊かな、御苦労されたお話を伺いました。消費者の立場から見ると、国民の立場から見ると、本場に四人の参考人の皆さんが必死になって、国民の健康と安全、そういうふうなものを中心にして非常に努力をされていらっしゃるのを感じて、心から感動を覚えているものでございます。そういう中で質問をさせていただきます。

まず、郷田参考人にお伺いをしたいと思います。一つは、具体的な面では今、無農薬一〇〇%、これをゴールド、金の表示、八〇%の減農薬、これは銀、そして七〇%近くは銅、こういう表示が消費者の方々にとどういった評価を与えていらっしゃるか、こういうことをひとつ伺いたいと思えます。

もう一点は、今日に来るまでに手を尽くして必死になって努力をされた、そして創意工夫の中で生産物というものが、これであれば消費者の皆さんに大丈夫だと思えたけれども、流通業者にも消費者にも評価をされなかった、この歴史過程というものは無念の立場もあったと思えます。それが六十年に立案の町条例が六十三年から施行されて、そしてやっとな生産、流通、消費者、それぞれ理解をしていただくようになった、こういう話を伺いました。質疑でもございしましたが、もう一回御苦労の点を参考のために伺いたいと思えます。

これに関連をいたしまして、内藤参考人にお伺い

いをするわけであります。

すべての人、組織、いろんな中ではやはり善悪があると思えますけれども、企業側になります卸売業者の内藤参考人の会社では、本当に私もきょう聞きましてびっくりしましたけれども、産地に行つて担当者がきちっと見きわめてくる。ここまでは消費者にいろんな物を売る方々は行かれないと思えます。しかし、お客様を産地に案内をする。そうして商品の説明会もする。そうして個性化のコーナーを設けてやっていかれる。

パーセンテージは非常に少ないけれども、忙しい現代の中で消費者の立場から見るとほととずるものがあろうかと思えますが、郷田参考人のところとどういいうききつてつながりがあったのか。そうして、今も定着はされておられないと思えますけれども、出てきた出費というものが大変だと思えますが、今後どういいう出費があつても続けていただきたい。そうして、いろんな関係さんが内藤さんのところを本場に参考にするようにしていただきたいと思えますけれども、その御関係の最初の出会いはどういうところにあったのかということをお伺いしたいと思います。

それから、折戸参考人にお伺いをいたします。意見の要旨もいたしまして、現行JAS法の不備を放置しての改正はないと非常に厳しい指摘をいただきました。これは我々の立場から、そして国民も、物に対して戦後の大きな不信の中で努力をしていただく方々の品物を見て、許されないうふうな歴史的な過程があつたことも折戸参考人を初め皆様方のお話のとおりでございます。

そういう中で、生協のそれぞれのグループとしては非常に大変な御努力をされていらつしやると思えますけれども、契約栽培という形のもの、農家の方の安定とかそういうものに通じていくと思つてございまして、こういう点の御苦労等々、もしありましたらお話を伺いたいと思えます。

それから、最後でございますけれども、日本有機農業研究会を四十六年に結成されて、日本で初

めてこの名称を使われた澤登参考人にお伺いをしたいわけですが、土壌という立場から見ると、化学肥料のこれとこれというものはバランスという立場からでも相当の注意をしないといけないという、そういう自然生態学の立場から御指摘がございましたら、お伺いをしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○参考人(郷田貴君) 先ほどから申し上げておりますが、金、銀、銅のランクづけをいたしておりますが、この金、銀、銅のランクづけというものにつきましましては、必ずしも評判がよろしくないのでございます。

それは、スペースが少ないのに、同じキュウリでも金、銀、銅とをそれぞれ山をつくらなければいけない、スペースが余計要するというのが一つございまして。もう一つは、金のものが先に売れてしまつて、そしてあと銅、銀が残つてしまつて、こういったことからいたしまして必ずしも評判がよろしくございません。

なお、福岡のグリーンコープという生協に納めておりますが、ここでは私のところのシルを張つてくれません。綾町のものにだけゴールドだ、シルバーだと張つても、よそのものが張つていない。そこで、綾のものだけがよいものでは、かのもは悪いものになるので、これはぐあいが悪いといふのでここは張つてくれません。

そこで必ずしも評判がよろしくないと申し上げたんですが、しかし、地元の綾町あるいは宮崎市あたりにおきましては、今度はこれが張つてございまして、これはどうしたんだということになりまして、ここあたりではまた張りませんと評判が悪いわけでございます。それで、実は両面ございまして、必ずしもという表現をいたしましたのはさようなことからでございます。

今回、農林省の方で一応JASマークということに相なつてまいりますが、これらが出ました場合におきましては私どものこの表示の仕方も見直すべきではないか、こういう考え方が既に意見と

して出ておるような状態でございます。

それから次に、先ほど申し上げましたように、私どもは二十数年前から本場に謙虚に話し合いをして、実は私どもの町は宮崎県でも一番貧乏な町でございます。山国でございます。農地は町面積の約一〇％しかございません。八〇％は山林でございますが、その大部分は国有林、県有林でございます。山を持たない町民でありますし、農地もほとんど持たないという、全国平均、宮崎県平均の半分以下しか耕地を持たないという小さな貧乏な町でございます。

綾北川、綾南川というのがこの中にございまして、これがまた川が荒れほうだいで荒れておりますから、耕地がもう非常に浅いんでございます。生産性が非常に低うございまして、何も出荷をしていなかった町でございまして。ただ国有林の労働で成り立つておつた町でございました。これが機械化が進みまして大変な過疎の町に落ち込みまして、五年間で町の人口が半分になつてしまつて、夜逃げの町綾という大変な町からスタートしたのでございます。

それで、われをもつかむような思いで、働く場所もない、工場も来てくれないというので、何かをやらうということでもみんな話合つて、手づくりの町、有機農業の町、本物をつくる町として、これから物を売るのにはどこにも負けないものをつくらう、健康を買う時代がやってくる、そのものをつくらう、こういうことでみんな話合つて努力しました。無家畜農家にみんななつております。堆肥を生産しますのにも、まず有畜農家というところから考えていかなければなりません。いろんな努力をしております。

つくりますと、まあ十年もたつてまいりますと、先ほど申し上げましたけれども、労働も落ちてきますし、必ずしもコストも高くないわけではございませんが、最初の二年、三年、五年ぐらいまでは大変な労働が加重されてまいります。できますものの生産も落ち込んでまいります。こういうことでございまして、それらの生産費は全部町費で

持ちまして、価格保証をいたしました。ハウレンソウは最低保証を一把四十円とする。これが二十円で売れた場合におきましては四十円で精算をする。大根一本幾らと全部価格保証、こういったことで十年余り町費をもちまして価格保証をいたしました。

その他、生産資材費等におきましても、例えば雨よけ、雨よけをいたしませんと私どもの宮崎県におきましては野菜なんというのはいきなりでございまして、これらは町費をもちまして三分の二助成をいたしました。

かくのごとくに、あらゆる努力をいたしてつくるのでございまして、ところがつくつたものが売れないわけでございます。買つてくれないわけでございます。今度は自動車をもちまして売り歩かなければいけません。役場職員、農協の職員が自動車でマイクをつけまして団地などを走り歩くと、そういう努力を積み重ね積み重ねてまいつたのでございます。

本場に私ども、私は当時町長でございましたが、私も自動車に乗りましてマイクで声をからして訴えて歩くという、こういう状態が何年となく続いたわけでございます。そういう中から条例化ということに踏み切つてまいつたのでございまして、何とか今日認めてもらふ状態に相なつてまいつたところであるのであります。

お答えにもならなかつたかと思いますが、さようなことでございまして。

○参考人(内藤雄雄君) 出合いはどのような出合いであつたかという御質問でございますが、私の記憶では、昭和六十二年が三年ごろだと思つて、まだ大田市場は開場していませんで、当時、神田市場で私どもは営業していたわけでございますが、そのときに、生協系農業推進協議会の事務局長だと思つて、巨さんという非常に熱心な女性の方が私を訪ねてまいりまして、実は中央卸売市場でこういうような安全性といふか、あるいは有機栽培野菜といふか、そういう野菜を売つてほしい、あるいはそういうようなコー

ナーをぜひ設けてほしいというような要望がございました。

一つのそのような団体からのお話で、私もお会いしまして、謙虚に受けとめていろいろ検討した経過もございまして、さて、いざ売り場にそのような場所を設けられるか、スペースの問題も含め、あるいはまた、先ほど参考意見で申し上げさせていたいただきましたいわゆる定義づけなり裏づけをどうするかというように含めまして、実は三年ほど温めておつたということでございまして、そうして、大田市場開場とともに再三再四亘さんが見えまして、何とかひとつ大田市場でこのような売り場の設置をお願いしたいという強い要望が何回もございまして、それと同時に、先ほど申し上げたとおり、企業の方針としてこういったものも積極的に取り上げていくという社内的な合意もいただきましたので、実は平成三年にそのような売り場を設けたということでございまして、そういうことからの出合いで、まず一番最初に綾町の方へいろんな野菜をお願いした、それが出合いといふか、つながりの初めであるということでございます。

以上でございます。

○参考人(折戸進彦君) 安定経営と安定販売と申しますか安定消費のための栽培契約というものは、何も生協だけの特許じゃございませんでして、それぞれのスーパー等でも苦労されているところがございます。

私どもが特に苦労するのは、実は栽培契約の中身の履行はさほど苦労がございませんでして、契約外事項の発生したときにどのくらいお互いが努力できるかということでございまして。例えば、台風でリングが落下する、ひょうが降つて梅が全部傷ついたというときには、しばしば想定している以外の契約外事項が発生します。それらについて組合員がどれだけ了解して傷ついたリングでも傷ついた梅でも引き取つて最小限の被害にとどめるかどうかというときにそうした契約の継続精神が生きてくるということでございまして、そ

の辺がありませんと非常に無機的な契約ということになります。

それで、今回の特JASにつきましても、そうした無機的な関係で契約がされて栽培されていたときの惨たんたる結果について私は非常に心配をしているということを申し添えたいと思います。

○参考人(澤登晴雄君) 実は、私は化学肥料を使わないからなかなかその点は大変なんです、やっぱ酸性土壌が基本ですね。それに對して酸性の残るもの、硫酸アンモニアだと硫酸が残ります。塩化カリだと塩素が残ります。それが土の中の有用微生物を殺してしまいます。そういう問題が一つあると思います。

それからいま一つは、コーティングして半年かかって効くものとか、中には一年かかって効くものとか、本当にやる気になれば三年後でも効くというものができるわけなんです。理論的には。そうしますと、三年間無化学肥料といつても、それがむだになってしまふ。どうしても提携でないとそういうことがわかりません。実際が。それをやるつもりなら今の科学ではできます。

だから、そういうことを申し上げて、ただ、具体的な一つ一つの個々については、私どもはやらないう、化学肥料を使わないという決意をしたから、なかなか——もつと詳しい方がほかにあると思います、そのくらいで御勘弁願います。

○林紀子君 日本共産党の林紀子でございます。

きょうは、参考人の皆様、お忙しい中を本当にありがとうございます。私の持ち時間というのが十分しかありませんので、全員の方に御質問できませんので、あらかじめお許しいただきたいと思ひます。そして、初めに質問を申し上げますので、その後順次お答えいただけたらと思うわけですね。

最初に、郷田参考人にお伺いしたいんですが、綾町をどんなふうに御苦労なさって有機農法の町にしていったかというお話、私も感動を持って聞かせていただけたわけですが、最初のお話のとき

に、有機農法というのは土づくり、生産、出荷というところが一つの流れであるというお話を聞かせていただきました。今回の法律ではこの出荷のところが表示というものが決められるということなんだと思うわけですが、十年間保証を町としてやっていらつしやるという。そういうことを国の段階ではどんなふうにしたらいのか、土づくり、生産のところも含めましてどういうふうにお考えかというのを聞かせていただけたらと思います。それからあと一点。先ほど野菜というのはミネラル分など入っているべきものが入っていない、それから入っているではない化学物質が入っている、これがともに危険な野菜なんだというお話を聞かせていただきましたが、それに関連いたしまして、水耕作物のことについてちょっと触れられましたが、これは有機栽培をした野菜と言えるものなのかどうか、この辺のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

次に、内藤参考人にお聞きいたしますが、流通機関から生産者への要求というのは、一般の野菜でもこん包から農産物の姿かたちまで大変厳しいものがあると思ひます。生産者にとってこれは大変大きな負担になっているわけですね。私も以前、野菜生産地を視察に行きましたときに、キャベツの産地でしたけれども、虫が一匹入っていたらそのキャベツの値段というのはいくらも半値になってしまうという話を聞きまして、大変なものだと驚いたわけですね。ですから、防衛上、出荷する際に箱詰め段階で農産物をまかななければいけないというふうな大変なお話も聞いてきたわけですね。

有機農産物ということになりますと、虫が入っているなどということはあることなわけですね。けれども、今までと同様、農産物に対して大変厳しい要求というのが量販店の方などから突きつけられてくると思ひますが、こういうことをしなればならないのかどうかということも聞かせていただきたいと思います。

それから、先ほどのお話の中で、問題点が四点あるというお話がありました、その三点目、四

点目などというのはいまだに解決をしていないんじゃないかと思ひますので、有機農産物が今の流通システムに乗ることができるとかどうか、これはどう考えているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

最後に、澤登参考人にお聞かせいただきたいのですが、すけれども、有機農産物というのは人類の歴史が始まって以来やってきた方法で、これは特別なものではない、これが特別になっているところが悲劇なのだという基本的なお話も聞いたわけですね。それからこの法律を表示規制に矮小化すべきではないというお話がありましたけれども、それは、有機農産物というのを本当に育てていく本来的な姿にするためには、総合的な施策というのには国はどういうことをやっていくべきか、具体的な点を挙げて御説明いただけたらと思ひます。

○参考人(郷田實君) 私は、水耕栽培のものは有機農産物とは認定をすべきではないのではないかと考えておられます。あくまでも土壌に含まれております各種ミネラル、それらを吸収しておるものというものでありまして、無機質の肥料でつくったものにつきましては、それらの栄養素は含まれていない、こういう作物であるというふうに一応見ておるところであります。そこで、先ほども申し上げましたように、基準の節にはそれらをJASの基準の中に入れてもらわないようにという希望を申し上げたところでございます。

なお、この土づくりでございますが、今回のガイドラインにおきましても三カ年以上の土づくりをやったものということに相なっております。ございしますが、私どもの町におきましても三カ年といたしておるのでございまして、私はしゅんのものでしたら三カ年程度土づくりをやっていたと思いますが、国で言われます有機野菜というものの生産が可能であろう、こういうふうには私どもの経験からいたして思っておりますのであります。宮崎と申しますと、南国、最も病害虫の多発するところ

でございますので、そこでも何とか対応ができませんので、その他の地域におきましても三カ年で対応がしゅんのものでしたらで得る状態になるであろう、こういうふうには考えておるところでございます。

以上であります。

○参考人(内藤雄雄君) キャベツに虫が一匹ついていたら半値に近い価格になってしまう、どうなんだという御質問でございますが、例えば小売店の店頭で一般の消費者の方は、虫の付着しているものとしていないものもあつたとすれば、恐らく虫のいないものを選択するのではなからうかと思ひます。

事例といたしますと、いろんな事例がございまして、レタスの中へナメクジが入ってございまして、ミミズが入ってございまして、そのことによりまして消費者から大変なお話をいただきました。これはスーパーではなく、スーパーもたまにございまして、すけれども、一般の小売店の方からそういうような苦情が実は私ども卸売会社にも時々来ております。その都度、私どもはお客様を通じて消費者の方々へ、謝罪に行くと言つと大きな表現になると思ひますが、そういうようなことをしているわけでございます。

逆に言うと、有機農産物というのは多少の虫がついていても当然ではなからうか、そういうことで消費者あるいは小売店、市場関係者、出荷団体といふことが、そういうことを深めていくことが一つの前提になると思ひますが、私どももいたしまして、現実問題としてそういう問題が現状起きています。それは事実でございます。それで、お尋ねの虫が一匹ついていたら半値になるかということとは極端な事例かと思ひます。

さらに、流通システムにこれは乗るのかという御質問に對しましては、このことにつきましては、先ほど申し上げたとおり、私どもも市場の流通業者にとつては、ガイドライン、明確な枠組みができたとつては、お客様に対し説明もしやす

くなった、あるいはまた産地に対してもお願いができやすくなったということの中で、流通システムには乗ると確信をいたしております。

○参考人(澤登晴雄君) これは根本的なことでございまして、何といつても、一番最初に有機農業が本筋の農業である、当たり前の農業であるという位置づけを徹底的にやらなくて、中途半端のことをやっただけではどっちつかずのことになるというところが一番私は大事なことでございます。

考えられることはいろいろあります。まず一つは、有機農業の研究なり、それを正面から大学とか試験場とか農水省が音頭をとってまずやってみようということです。しかしながら、そのときにあくまでも民間の技術というものをばかにしてはだめなんです。まだばかにしているんですよ。あれはばかのやることだと言う。非常に精神的なことですが、そのことが大事なことになると思います。

それから、今、有機農産物の市場流通という問題が非常に出てきておいて、そのとおりなんです、その前にやるべきことがいっぱいありますね、隣近所の話から。その中で市場流通を考えたい。最近、御承知のように朝市なんというのを市当局でやっておりまして、あれは今の近代化農業に対する地方の行政の一つの抵抗だと思えます。そういうことをもともととやっていたら、もうずっと有機農業をやらざるを得ないですね、お互いの顔を見ている関係では。

それをやっていなくて、中央何とか卸売市場法とかというのがあって、東京へ持ってきてまた全国へ散らばすような、物すごい経費をかける合理主義というのがはやってあって、関係者が、つまらぬ方々がつまらぬ努力をかけて、ある意味ではもうけているというふうな、そういうことがいっぱいあります。

それからその次に、これはやっぱり何といつても土の問題ですね。土に対する考え方が、土というものは一番汚いものだというふうな考え方があり過ぎる。私も土は最も神聖なものである

ということを徹底的に考えなくちゃならぬのじゃないかと思っております。

それから、今ぶつかっている問題は、ガイドラインをせっかくあれだけやったのに、どうしてこれへ持っていくかということ、端的に言えばJASにやらないということだと思えます。それをやらないとつぶれてしまいますよ、実際が。その間に、悪徳業者と言っては申しわけないですが、上手に泳ぐ業者があらまわしていろいろなことをやっとうけてしまっています。農家はつぶれます。私はそれが一番の大事なことで、やる人がなくなってしまうんです。やる人がいなくてきまきまなつと楽しい農村ができて、週休五日制になつたんですから、二日間の間にもっと農村の中へ行く、村の中へ入っていく、できたら自分の出身の村々へ行って、一緒に育った若い人たちと話をします。そしてその知恵を持っていて、またお互いに知恵を出し合っていけばもっと出てくるんじゃないですか。

何といつても、私はいろいろな施策は幾らでも挙げられます、形の上では。もうとにかくやりやすいようにしなくちゃならぬということが一番の大事な問題だと思えます。そして、いま一つはそのことを農政の中にはつきり位置づけるということです。そのことを何としても——これだけ言っても事實は農政はなかなか大変だと思えます。

承るところによりまして、JASという形なり有機農業ということ農水省の中で言うことすらなかなか大変だったという話まで聞くわけですから、それはどこに一つのネックがあるか、いま一回これは私も考えなくちゃならぬですが、とにかく生産者と消費者が提携するということから基礎が始まります。

それはどういふことをやるかということ、そのことをお互いに知恵を絞ればいろいろなことが私を出てくると思うんですよ。案外それをやらなくて、もつといわゆる合理的な市場というふうなものをやり過ぎて、そして本当にそれは市場が育たないことになりまして、罪の意識を持って市場を狂

わせるというふうな人が出てくるんですよ。そのことは一つの大事なことで思っております。

○星川保松君 きょうは御苦労までございませう。それぞれの参考人の皆さんの貴重な御意見をお伺いいたしました。お一人お一人、いわゆる有機農業というものを、そして有機農産物というものを生み育てるためにそれぞれ大変な御努力をなさっておられるということをお聞きいたしました。私も心から感謝深く承りました。

それで、澤登さんにお伺いしたいんですが、皆さん、有機農業というものを進めなければならぬというところについてはそれぞれもう大変な優秀な努力をなさっておられるわけです。ただ、今回のこのJASマークのことについては大変な見解の相違が見られるわけでございます。私は、澤登さんのおっしゃる通りに、農業というものはそもそも有機農業であつたし、それが当たり前だということをお伺いしまして、私もなるほどなと思いました。

私たちが子供のころというのは、肥料なんかも魚かすを使つたり豆かすを使つたりしてやつておつたわけでありまして、そういう時代があつたんですが、その後食料難時代に差しかかつて、増産増産ということ、まず量を出さなければいけないということ、化学肥料もどんどん使う、それから品種も多収穫品種というのが開発されて、米などはもう多収穫の品評会をやるといふようなことをやってきたわけです。それが有機農業を壊してしまつたんだということを考えますと、やはり時代の趨勢からしてやむを得ないものがあつたのかなという気もするわけなんです。

今、有機農業に立ち返らなければならぬというところをどうも皆さんが自覚してこられた。それについてはきょうの四人のそれぞれの参考人の皆さんが先覚的な役割を果たしてくださつたわけでありまして、農水省としても、これは今までのようなわけにはいかぬというので、それでは有機農業を育てよう、有機農産物というものをもう

一遍取り戻そうということを考えて今回こういう法的措置を打ち出したのではないかと、こう思うんです。

それで、澤登さんは農水省不信が大変大きいよう、私も、澤登さんほどではないんですけども農水省があんまり信用できないで、いつも文句ばかり言っておるんでございまして、ただ今回、いわゆるJASマーク、つまりこれが農産物としてのスタンダードだといふふうなことで、有機農産物として言うならば認知せざるを得なくなつたということだろうと思つていますが、それは皆さんの御努力の結果だと思つております。

それで、今回のこのJAS法をつくって、それを生かして有機農業、有機農産物の方向に日本の農業なり農産物全体を持っていくというふうなことができないものか、こういうふうにかかってくるんですが、まず澤登さんからお伺いしたいと思つております。

○参考人(澤登晴雄君) 一見そのとおりに思つし、常識的にそういふふうなあれがおります。

それで、一つの問題は、本当に生かしてそれができるかといふことなんです。御承知のように、これは生産行程管理者というのとかにかく物すごい実力のある、人格、識見も整っている人でないといけないといふことです。そうしないと後は全部狂うんですよ。それが大事なことで思つてます。それは法律ですもの。ですから、私はそのことが一番大事なことになると思つてます。

いま一つは、そのことは逆に言うと、この法律の趣旨が、とにかく有機農業では一般的に全部の生産を賄うことはできないといふことをはっきりやつた立場で、いわゆる付加価値ですね、その説に立つておるというところに問題があるんです。その認識に問題があるんです。これはそうなつてしまふと、実際問題として有機農産物と称するものの値段は上がります。それからそういう取引業者がいつぱいふえてきます。そしてそのツケをだれがとるかといふと、生産者と消費者がツケを払わなくちゃならぬということが事実出てきま

す。ですから、基本的にもう全部狂ってしまうんです。それは法律ですもの。そういうことをはっきりうたった法律だということに問題があります。

それで、これは説明すればさつき言ったようにあらゆることをする説明しなくちゃならぬことになりませんが、実際、具体的に嫌なことまで説明しなくちゃならぬことが事実裏で幾らでもできるんです。そういう賢い人が今いっぱいいる世の中です。それに農民がつぶされて、実際に農村がつぶれてしまっているんです。これ以上つぶれたら本当に民族が減んでしまふ、そういう問題があるわけですね。

それから、本当に今度は消費者も信頼できないJASというやつを相手にしないようになってしまつて、もう政治不信までつながつていくんじゃないかと思ひます。これは重大なことで、日本社会の崩壊だと思ひます。

外国がなぜJASというものをやったかという点、アメリカが一番その点ははっきりしておたようですが、ピストルを持つておらないと個の確立ができないというところで、全部契約社会です。ですから、各法律を見ますと、びっくりするぐらい、ばかばかしいぐらゐに細かく書いてあります。それをしないとやっぱりできないんですよ。

それで、今たどりついたことは、もうそれではできないということ、この前のブラジルの世界の有機農業研究の大会においては、もうその段階は終わっちゃった、もうそうではないんだと。向こうは本当は楽なんですよ、広いところで均質のものでできるんです、雨も降りませんから。それでも人と人のちやんとした交わりの中での提携でないとできないということになりまして、OECDでもそういう結論を出して、特に、日本の金子さんがそこへ行って日本のやり方を説明したら、もうそれが将来の農業のあり方だと言っているんです、将来のそれが食料生産のあり方だと。将来の人間の生き方の問題なんですよ。

そういうようなことまで言われておるといふ、

その大前提がこの小手先のことで崩れてしまうんですよ、実際が。その大前提をはっきり立てた中では、私は多少規約なりそれは人間社会だからあると思ひます。歯どめは必要だと思ひます。それは二年、三年のうちで考へてまだ決して遅くはないんです。先ほどの内藤さんの説明のように、変なものが少しずつ淘汰されてきているんですよ。

ところが、今度でまた復活すると私も思つております。というのは、これで要するに企業が入りやすくなりました。この点が大変だと思うんです。だから、そういうことになったら私は大変だと思ひますので、あえて説明しなくてはなかなかわからないこのJASの問題にもう命をかけて反対するより仕方がないです、今この段階は。私も思つております。よろしく願ひいたします。

○星川保松君 折戸さんに、同じようなことで受けけれども、このJAS法を生かしてそれでいゆる有機農業、それから有機農産物を一般に拡大していくという方策はないものでしょうか、御意見を伺ひたいと思ひます。

○参考人(折戸進彦君) 今回の特別JASは、私は、要するに市場での評価、成り行きに任せることによつて農法をそちらへ誘導していききたい、善意に解釈すればそのように解釈できると思ひます。市場誘導がそちらへ行つて、市場がそれを有効評価して消費がふえていけば、農法がそれに従つて変わっていくことをやるということ、これは、根本的に農水省が本来行うべきことを放棄されたんだ。

つまり、農業をどうするか、林業をどうするかというのを市場任せにお任せしますよとやったわけですから、したがつて、これはJASでやるべきじゃなくて、JISをお願いして、通産省でやっていただければよろしいんじゃないか。通産省の方が恐らく市場誘導路線は大変うまいですから、後は農水省はそれに従つて動けばいい、そういうことだと思つております。つまり、根本的な問題を枝葉末節的な問題に振りかへて根本問題が

解決するはずがない。それをあえてされるということに、私は非常にわけがわからぬ思ひがします。

町ではこれはお互いにとんでもないことはできません、ここに郷田さんもおいでになります。そういうことから、それとの連動だということが一番大事じゃないでしょうか。

○新聞正治君 新聞でございませう。本日にきょうは御苦労さまでございませう。

それで、やっぱり近いところから私もやらなくちゃならぬし、東京の問題も、私どもの成功している例は、例えばある村の県人会が東京にあります。そういうところからやつていくことも一つの、特産品についてはそういう問題も出てきます。そういうことはもう自然に今出てきております。それにシールを張るといふ人はないと思ひます。あれはうちの親戚のおじさんのまた隣がつくったんだからいいということですね。

○参考人(折戸進彦君) 実に苦労いたしました。できの悪い作物どころか、有機農産物であればいいという先行いたしとしますと、要するにそれならば食えようかと食えまいかといふんじゃないかということとでひいものが出荷されてまいります。これは現実問題として初期的にはそのような状況があります。それをもう一回戻しをして、話し合うところから始まるのであつて、したがつて、そうした苦勞の経過がないと、いいか悪いかで申し訳ないんです。

それから、それをもっと身近なところで、村のことからやつて、その付近の市町村が一緒になり、さらに連絡していけば、例えばあるニンジンはこのではうまい、ここではまずいという問題が出てきます。だからこのニンジンはここで作つてもらふ、そういう問題はありますよ。リンゴは何ば何でも鹿児島でつくつてはだめです、理論的には北海道でミカンができるがどうにもなりません。そういうことが一つ出てくる。そのときに産地同士の問題や、私もそこそこの農協と生協との連絡もあるし、それから新しいタイプの市場原理の問題があると思ひます。それまでは否定できません。

○参考人(澤登晴雄君) これは、私も村おこしとか村づくりというものの連動と思つております。下手に行政が入つてくると失敗しますが、

しかしながら、私も、一番小さい輪をつくること、小さい中での自給圏をつくること、それが村おこし、村づくりに全部つながること、そのことを徹底的に念頭に置いて自給圏をつくるべきこと。そしてその中で今度は連合をしていくこと。このことは、いま一回本場の意味のものと、農業生産に返るんだから、実際、世の中の世界にまでつながる問題だと思つております。それだけの腹がないとできない。農水省だって有機農業を本筋にやるなんてどこかの課長さんが言えは首になるかもしれないね、実際が。そういう一つ

の段階です。私はそういうふうに通うものですから、これは

本場に皆さんが力を合わせて一つのまず一番小さい単位のを育てていく、それがどのくらい大きくなっていくか。そういうこと、さらにいま一つ特殊なものの流通の問題をどういうふうにしていくか。これは案としては幾らでもかけるんです、実際は。一晩かればかなり立派な絵はかけられるんですが、立派な絵をかけたって、実行する人がないとなめなんです。だからそこをだれがやるか。

いま一つの問題は、農民が誇りを持ってつくれるということでないとなめなんです。管理されて、ソ連へ私は行ってみたんですが、とにかく本場に管理社会でしたね。そういう中で、何か偉い記事をつけた人が、おまえのいい、おまえの悪い、おまえのは合格させるぞというふうなことにこれはなつてしまふんですよ。理論的にはなるんです。そういうことなんですよ。

生産行程管理者というんですか、なかなか我々には今までなじみがない言葉が出てくる。それを徹底的に重視しなくちゃならぬですね。これには物すごい神様みたいな人がいなくてはできないという組織ですから、できないことだと私は思っております。

○新聞正次君 内藤参考人にお尋ねしたいんですけれども、五月三十日の読売新聞に、「東京青果では三年前から一般野菜の中に「個性化農産物コーナー」を設け、味、栄養、安全にこだわった商品を集めている。これまでは独自の基準だったが、四月からはガイドラインに合わせるよう、産地に呼びかけている。」という記事が出ております。

これは大変結構なことだと思ふんですけれども、言ってみればこのような東京青果さんあたりのような大手の方が、東京青果さんだけでも結構でございますけれども、産地に呼びかけるということについて、今後何か方策を考えていらっしゃるでしょうか。

○参考人(内藤雄雄) 考え方のいたしますと、時期的に物はそろったりそろわなかったり、あるいは継続性の問題がございます。お客様にある程

度御満足いただくには、品質はもとより、当然量的な問題もクリアしなければこれは継続はないと思ひます。したがって、積極的にこの問題に取り組んで産地の拡大を図っていきなさいと思ひております。

以上でございます。

○新聞正次君 簡単に結構でございますが、郷田参考人にお尋ねしたいんですけれども、もしこの法案が通った場合、JAS専門委員会というのが設けられるわけでございます。郷田参考人のところではみずから努力をなさつて、お互いに勉強し合つてやっていこうというつもりでございまして、こういう専門委員会が入つてこれら場合に迷惑が迷惑でないか、その辺のところをちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○参考人(郷田實君) 入つてきたといふと……

○新聞正次君 こういうJAS専門委員会というものがもし通過した場合に、郷田さんのやつていらつしやるかどうかというところでございまして、いらつしやるかということなんです。

○参考人(郷田實君) 専門委員会につきましては、私ども供給側と申しましようか生産者側の意見それから消費者の立場、この両面の意見が十分吐露できるようなことはいましようか、そういう委員会にぜひ持つていつていただきたい、こういう考え方を持つております。

○新聞正次君 どうもありがとうございます。

○大塚清次郎君 ただいま貴重な参考意見を述べられました。私からまず折戸参考人にお伺ひしたいと思ひます。

折戸参考人は、生活クラブ生協、現実に有機農産物を扱つておられる。そこで、先ほどからお話を伺ひましたけれども、実は、この四月から実施されたガイドライン、それから今回の特定JAS規格、この設定の案が出ておりますが、ずっとお話を聞いてみますと、やっぱり近代農法には否定的な立場に立つておられて、いわゆる有機農業へ回帰するといふ、政策転換なしに行つてもこれは余り意味がないといふように聞き受けたわけでござ

います。これは日本の農政の根幹に触れる問題だと思ひます。

それはそれといたしまして、近代農法がずっと継続してきた現実があるわけなんです。そういう点からいいますと、そういう中で有機農法あるいは無農薬あるいは減農薬、こういうものでひとつ今度それを特定JASの規格路線に乗せようというつもりでございまして、現実には、先ほどからあつておりますように、これらの食品がかなり多様に全国にいろいろな経路で流通に乗つておる。そうなる、消費者にとりましてもやっぱりこれを放置できないという問題が一つあると思ふんです。その点についてはどのようにされるか。

また、一次産品の基準づくりは困難とされておりますし、チェックも実効性が非常に期しがたいといふようなお考えがあるようでございますが、そういう御主張に對しましてはどのようなお考えか、お伺ひしたいと思ひます。

○参考人(折戸進彦君) お答えします。

御意見はごもっともで、現実に近代農業で進んできたとして日本の戦後の惨たんたる飢えの状況を今日までカバーしてきたのも近代農法のおかげであることは重々承知しております。しかし、近代農法でここまでやって食を充足させてきたけれども、果たしてこの先、日本の食料をそうした喜んでつくり、かつ食べるような人々が、つくろ人、食べる人の中で育っているかどうかはぜひとも大塚議員初め皆さんに考えていただきたいわけなんです。それが崩れているから、現在の食料自給率は、まさに食が商品化して、その結果としての穀物自給率二九%という事態になっている。したがって、私どもが主張したいことは、安全な食べ物、安全な食糧を食ふべき、安全な食べ物をつくる、かつ信頼して食ふべき、その固有のものの一つ、姿勢がなければ食の自給という根幹が崩れる。なぜそのことを農水省を初めとして根幹に立てて考えられないか。いささか、特別JASをつくつて市場の中でそうしたものを誘導していくがとき方法ではだめだといふことを主張しているわけ

でございます。現実を空想的に考えているわけはございません。それを根幹に立てていただきたい。

そしてさらに、では、現実に判断しているところの有機農業、さまざまな呼称をもつて通用している農産物に對してどうするかというお尋ねでございますけれども、私はそれは、繰り返しになりますが、崩れゆく日本の食生産と消費の問題に比べれば、こうしたもののいささかまがいのものはならんという程度の消費実態は取るに足らざる問題であるといふふうな考えをしております。

むしろ根幹たるべきは、先ほど申し上げましたように、日本の食料事情をどのようにして改善していくかということ、そして信頼をつくる側、食べる側でどう取り戻すかということであつて、これは特別JASのような措置は末梢的な行為であるといふことを先ほどから申し上げてるところでございます。

そして、あえてそうしたものについてどう対処するかというならば、さまざまな方策はあるでしょうけれども、それに対処するのに使ふエネルギーを考へるならば、先ほどから澤登参考人も申されていられるように、使ふべきところに金をもつ必要ではないか、進めるべき対策が山ほどあるんではないかといふことをぜひ覚えていただきたいと申し上げておきます。

○大塚清次郎君 そこで、もう少し今度は視点を變えて折戸参考人にお伺ひしたいわけなんです。今、米とある種の農産品の数少ないものを除いては国際化の中で、自由化の中でほとんど自由化されてしまつております。もう折戸先生御承知のとおり、カロリーベースで日本の食料自給率が四六%ぐらいに下がつておる。これはさらにこのままだと低下していかざるを得ない。そういう状況の中で、有機農業へ限りなく回帰していくということになると、私は食料の自給率はさらに減ると思つております。全体的なパイがうんと縮小する、こういう見方しかできません。大きな内外格差、これは国情、地勢、狭い国土、こういうものか

ら来るものでございます。

そうなりますと、その分有機農業へ回帰すると、一時的にしても継続的にしても、外国産を引上げることにつながっていく、さらに食料自給率は落ちていくということがもう現実の問題として非常に心配されております。

かてて加えて、外国産のものはそれじゃ安全か、健康にいいのかということになると、今非常に消費者団体でも問題にしておりますように、鮮度は譲れても、日本のものより安全性が非常に劣るといふようなことが言われておるわけでござい

す。こういう国際化の中で、いわゆるこのように輸入障壁を設けられないものについて、これは本当に安全性を保ちながら自給率を上げる何か手だてがあるかどうかということになると、なかなかこれは言うべくして私も現実問題としては容易じやないと思っておりますので、そういう意味では、私は限りなく有機の方を目指していくということはやらないやならぬ、それから安全性については、さらに減農薬あるいは化学肥料を減らすとかあるいは無にするとかいうようなことで、そういうことを刺激していくためには、ガイドラインあるいは規格づくり、これを性悪説と決めてしまふのはいかげなものかというように感じも一方ではするわけです。そういう点についていかがお考えでしょうか。

○参考人(折戸進彦君) 極めて重要な根本に触れる質問をしていただきまして、まことにありがとございます。

しかし、最後の方からお答えいたしていきますと、ガイドラインを引いて、そして食の安全性に對して一定の安心感をもたせるといふことは、私に言わせれば、今まで飽食でずっと過ごしてきた人たちが、食とその生産のあり方についてさらに真剣に考える機会を安直に奪うものであると考えております。また、さらに一連の有機農業によつて農を続けていこうという人たちがその程度のレベルでとどまって、逆に農業に対する情熱を

失う、自分の評価がそのレベルで通用してしまふというこの情けなきに泣くような状態になつて、このガイドラインがさらに特JASの形になれば、先ほどから言われているように大きな弊害をもたらすだろう。

だけれども、このガイドラインや特JASがもし生きたとするならば、議員がおっしゃられたように、日本の食料に割つておりますけれども、これはだけは守ろうと。そのうち有機農業化については、市場については例えば二〇%流通業者含めてこの有機農産物の取り扱いをシステム化しなさい、あるいはシミュレーションしてそれはしつかり扱いなさい、そしてこの人たちに對してはつくりなさいと、農水省もこのぐらいの明確な方針を出していくようになったときに、初めて本気でつくる人、そしてそこまで本気なものをあえてわざわざ海外のわけのわからぬものを食べるよりも自分の国土のものを食べていこうという消費者の関心や食に再び呼び戻すことができるだろう。それがないままのガイドラインは、おっしゃるとおり、まさに亡国の食料政策への入り口を開くと考えております。

○大塚清次郎君 私が言い足りなかつたのか下手なのかわかりませんが、ちよつと論議が少しかみ合わないようでございます、一番根本的なところで。

実は、例えば海外からの農産物の流入、特に農薬だけをとつてみても、これは生産段階で使用する農薬、それにポストハーベスト、輸送を長もちさせるために、鮮度を落としながらも農薬まみれと言われるようなことが現にあるんです。だから、どうしても国内の農産物は減農薬の方向に進まなきゃならぬと思うんです。

私は、朝日新聞が書いておりますとおり、有機栽培と減農栽培はちよつとかみ合わないんじゃないかと思うんですね。だから、私は、有機は有機にこのガイドラインの中で知恵を出して、ひとつずつういったような仕組み立てをこの中で、JAS規

格を否定するという立場に立つておられますが、私もある団体でこの規格の格付機関をやつておるわけですが、それから見ると、加工食品でさえ外国に行くとか詰の中に虫が入つたりなんかしておる。あれは日本に持つてきたら大変でしょう。そういう意味では、私は非常に立派な、世界に冠たる格付機関を現実には日本は持つておる、こう見ておるわけでございます。

したがって、そういう点で私はこのガイドラインは無機の方に軟着陸するための経過としても設定すべきじゃないかという考えを持っております。そういう点で、これはもうかみ合いませんので、御参考までに折戸参考人に供しまして、もう一つ、今度は澤登参考人にお願ひしたい。

実は、澤登参考人は、私は、一楽さんに随分御薫陶を受けましたので、その御関係じやないかなと思つておりますが、おっしゃることわかりました。ただ問題は、有機農法の位置づけということについて生涯をかけて取り組んでおられることはよくわかりますけれども、今の日本の置かれた農業の事態、環境、それから今後の行く末を考えます際に、そういうことにも行つた場合は、食料の自給率にもかかわりがありますし、またもう一つは、労働力、非常に後継ぎが減つておりますから、なかなかこれは容易じやない。理想はそれでも現実の農政というものの中ではなかなかそういう方向に行きかねるんじゃないか、こう思います。

したがって、ひとつ今の規格設定の中でいろいろ今後知恵を出して、そして、例えて言えはそういうものに向く人、適人を見つけたらなやならぬと思ふんです。特に中山間地あたりで一つの基準をしっかりとつくと、そして有機農業に取り組んでいただく人、あとは減農薬の方向に限りなくやつていくという仕分けした考え方でこのガイドラインを活用していくということが私は必要なんじゃないか。

現実と合うやり方で限りなく農薬を減らしていくということ、これは人手の問題もあります、条件の問題もあります、外国からの農産物の流入に

對抗する自給率を低めないためにもうすべきじやないか。そういう一色に塗りつぶしていくといふことは、余りにも現実条件が厳しいし、また将来の展望もなかなかこれは開けないんじゃないかと思ひますので、その辺ではこの枠の中で考えが相寄る手だてではないものか、こう思ひますが、それはございせんか、澤登先生。

○参考人(澤登晴雄君) 絶対にございせん。自信を持って申し上げます。

というのは、先ほど何回も有機農業をやれば増産すると言つたでしょう。本当に増産するんですよ。増産できるんですよ。その過程は問題がある。品種を変えるんですよ。できるんですよ。私はやつております。見に来てください。関係者のやつを見てください。それを見なくて何言つたつて始まりません。絶対に増産できるんですよ。労働力がもつと少なくてできるんですよ。このほかが、それでなくてやるべきがありますか、今まで、いのちがけでやつておることはそういうことなんですよ。これは当たり前のことです。

だから、私は日圓連の大先生と思つておつたんだけれども、そうなるとう完全にとんどんどん外国のJASをつけた有機物が何ばでも入ってきますよ、日本に。それに負けます。もう民族が減びるところまで行きますよ。だから今こが正念場なんです。

それから、もう労働力が本当にかからないのがあるんです。なぜそれを見ないんですか。見てください。この場合は、まずそういうところの調査をして通してくれませんか。もし本日この後でこれを表決すると言つたら、私はもうその方々は失格だと思つております。その方々と相談してはもう日本の農業はだめだと思つております。日本人はそれで死んでしまふと思ひます。死刑の宣告を下すなら下してください。我々はそれを乗り越えて生きていくより仕方ないです。

できるときき申し上げたじやないですか。水田がかくのとおりですよ。果樹園がそうすよ。だから増産できる。なぜ実際が増産できないとい

つまり、位置づけがはっきりしていれば、それに対するバックアップの方法、助成策は出てくるんです。このところが出てくれば、それは村ぐるみでもってあるいは集落ぐるみでもって有機農業生産への転換が出来ます。そういう状況の中で転換したら、これは少なくとも生産行程の中でまがいものがまじってくるということなんかまず絶対にあり得ないでしょう、相互監視がびしりとしてきますから。ところが、そういうふうな位置づけがない。そういうところに私は基本的な問題があると思うのです。ですから、その位置づけを明確にしていきたいと思いますということをひとつ大臣にお願いしていただきたいんです。

それで、衆議院で、これは大臣がお答えになったのかどなたがお答えになったのかわかりませんが、耳にしたことは、政府委員の方ですか、何かアンケート調査の結果を引き合いに出して、有機農業生産は収量が低いというお話をなさった。これは不見識な話ですよ。有機農業生産が、それは物によつては三年、物によつては五年、収量が不安定で下がりますが、安定期に入れば収量は上がつていきますよ。私の知っている例はほとんどそうです。つまり、食料を自給していくのにもやっぱり有機農業生産というのを積極的に推進していく必要があると思うのです。

大臣に伺いたいのは、実態の推移も見ながら、私どもは有機農業生産法をつくるべきだということとを申し上げてまいりましたけれども、そうした問題も念頭に置きながらひとつ私どもの要望を前向きに御検討いただきたい。いかがでしょうか。

○国務大臣(田名部匡省君) 消費者の安全志向でありましてか自然志向、こういうことが最近とみに高まっています。これは、農業に対する不安といえます。この前もお答え申し上げましたが、ただ、有機農業が安全で、今つくっているものは危険ですということとちよつと違う方向だ。適正に使用すれば今つくられているものが安全であること

とは間違いないけれども、しかし消費者の立場からすると、安全でも使わないものの方がもつと安全だということがありまして、ニーズが高まってきた。そのニーズにこたえて生産者もいろいろつくるようになったんです。

産直で直接相対で取引をしているうちはいいんですが、これが市場に出回つたりいろんな店で売られるということになりますと、これを確認してないものがどちらかというところが高くなっていくから、その問題というものをどう解決していくかということに非常に私どもは大事に考えたわけがあります。

私も、おっしゃるとおり全く農業なしでやつてくれるそういう体制ができれば、値段も同じで供給される体制ができれば、それはもうそれで大いに結構なことだ、こういうふうな思つておりますが、現状は〇・八%、これしか供給というか生産されてない。その時点でこれをどう扱うかということは非常に難しい問題があります。

しかしながら、確かにおっしゃるとおり、収量が少ないと言つたのはおかしい。これは実際にはあるんです。あるんですけれども、技術的な問題、土壌の研究不足、あるいは適正な品種、そういうものを見つけれない方々がやっているとところは落ちていくわけですから、ですからこれは技術的にも土壌の研究もまだまだしていかなきゃならぬということ、これが大宗をなすということになれば、私どもこれは別に拒否するものでもありません。

ただ、高いという現状を見ると、国民、消費者の中には所得に応じてやっぱ高いものでは困るという人もおられるわけですから、一方で農業を使つても安全だというものをほつきりと言つておかぬという気持ちがあるわけです。

しかし、この有機農業の取り組みは、情報を提供するというところでありますとか無利子の農業改良資金の貸し付けをする、あるいは堆肥等の有機物の供給施設、そういうものを整備する。いろんなことをやりながらこの振興を図っていく。法律

の制定まではまだ考えておりませんが、しかし振興はさせていかなくいかぬ。

ただ問題は、JAS法でこれを誘導するということはいささか問題がありますので、これはひとつ別の問題として私どもは、生産者もせつかく自分が努力してつくつたものが本当かとかという変な疑問を持たれるのも遺憾であらうし、あるいは消費者にとつても、何か名前だけつけられれば何でも高く売れるというものを、私は疑っているわけではありませんが、そこがほつきりしないものを高く買うということになるとこれもまた問題があります。ですから、双方にいいことで私ども考えながらこれから進めていきたい、こう考えております。

○谷本観君 そうしますと、大臣、JAS法で誘導するということについては問題がある、しかし有機農業生産を伸ばしていきたい、そのために力を注いでいくということは間違いないありませんね。そういうことですね、今の話は。

○国務大臣(田名部匡省君) 消費者のニーズがあるわけでありまして、このニーズに合ったといえますが、全部なつても余りニーズがなかったとなるとこれは大変ですから、その辺はよく勘案しながら進めていきたい、こう考えております。

○谷本観君 まだたくさん残つておられますが、私も端的に申し上げますので端的にお答えいただきたいと思います。

次に伺いたいのは、輸入農産物の扱いがこの改正法案でどうなっていくかということでありまして。

といひますのは、欧米の有機農産物についての規格がしっかりしているという見方があり、そして現に、例えば紀ノ国屋がアメリカから有機オレンジを輸入して、それからまた、ヤマサ醤油が何か有機大豆を輸入しているやの話なども耳にいたします。どうも先読みの早い業界が輸入にかなり力を入れていく可能性があるんじゃないか。場合によつては安全な外米を輸入するために米の市場開

放をやれなんというふうな話だつて出てこないとも限りませんよ、大臣。

そんなことなども考えまして、今度の改正でもって、内外無差別の原則は貫かれるのだろうと思いますが、水際で検査をした場合、例えば虫が出てきたというふうな場合には蒸殺しますね。そうすると、その輸入農産物は有機農産物ということになるのかならないのかということも含めて、どういふふうにかつた問題に対処されるかについての方針を伺いたい。

○政府委員(須田洵君) おっしゃる通りに、JAS制度につきましては内外無差別ということを中心としておりますので、今回新設される特定JAS規格制度についても同様でございます。

輸入された有機農産物について、今おっしゃいましたように、植物防疫におきまして蒸殺処理が行われるということは有機農産物の本質的な性質を損なうものであるというふうな考えをしております、このような場合に対処するために、今回の改正におきましては、特定JAS規格に適合しないことが確定となる事由が生じたときは、つまり例えば輸入物でございまして蒸殺した場合ということになります。これは国内でも、例えば末端の流通段階でそういうものを何か添加したとか、そういうことになりましたら同様でございますけれども、そういう場合においてはその表示を除去しなければならぬという規定を新しく入れております。

したがいまして、輸入したときに植物防疫におきまして蒸殺処理を受けた有機農産物からは特定JASマークが除去、抹消され、当該農産物は有機農産物としては取り扱われないことになるというふうな考えでおります。

○谷本観君 それは十九条の七の二、つまり「格付の表示の除去等」、これが適用されるということですね。

○政府委員(須田洵君) はい。

○谷本観君 次に伺いたいのは、今度の改正というのは枠組み改正法と言われているわけでありま

す。どういふ品目を特定JASの対象とするかについては専門委員会などを通じて決めていくというふうにされておりますし、未決定という点では格付機関にしても同じようなものであります。

したがって、この改正に当たっては、どうも我々からしますという行政一任の性格を持つてゐるんですね。本来であれば政省令としてどんなものを当局は想定しておるかということなども伺いながら議論をしていくということにしていきたいのでありますが、残念ながら時間がありません。

そこで、ぜひひとつお願いをしておきたいのは、この法律成立後、品目、格付機関などを決めていく過程で重要なことについては国会への報告をお願いしたいということ、もう一つお願いをしておきたいのは、広く消費者それから生産者等の意見を聞いてほしい、このことをひとつお願いしておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(須田洵君) おっしゃいましたことにつきましても、私も当然のことながら生産者、消費者あるいは関係の流通関係、幅広くいろいろ意見を聞きながら議論を詰めていくということになろうと思います。

そして、制度の運営に当たりましては、例えば有機農産物の特定JAS規格を制定するような場合におきましては、広く国民から関心を寄せられておる事項につきましては、今おっしゃいましたような品目であるとかそういったようなことが基本にならうかと思いますが、必要に応じて国会の場などを通じて十分御説明してまいりたいというふうに考えております。

○谷本鏡君 消費者などの意見、これをぜひ聞くようにしてくれという点は御異存ありませんか、よろしいですか。

○政府委員(須田洵君) はい。

○谷本鏡君 次に、専門委員の選任について伺います。

これはバランスのとれた構成にしなきゃならぬのはまず第一ですが、問題はどんな代表を選んで

いくかということですが、例えば協同組合について言いますと、農業協同組合の場合には全中という全国連の組織がある。それから全農という組織がある。全農は事業的の性格を持った機関ですね。全中はそうではないということになってゐる。これは消費者団体にも似たような傾向がありますね。最近言われておるのが、企業型生協とか市民運動型生協という言葉をもっとよく耳にいたします。

ともかくも、現場ないし現場に近い専門家を選んでいく、これが私は大事だろうと思うんです。政府にとつてあそこあたりだったらおとなしい、ここあたりはうるさいというようなことで選別してほしくないですね。とにかく議論をする、そして国民全体のものにしていくということが今大事なんです。そういう立場に立つての委員選任をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(須田洵君) 時間が貴重でございますからからいつまで申しますと、特定JAS規格に係る専門委員の選任につきましても、特に委員がおっしゃいました生産方法についての規格であるということとを基本に置きまして、対象とする品目の特性なりあるいは実態に際しまして、関係する生産者、消費者など、当該品目の実態につきまして専門的な知識を備えた方々の意向が十分反映されるような構成に格別の配慮を行つてまいりたいというふうに考えております。

○谷本鏡君 そうすると、私が申し上げたことと基本的に食い違いありませんね。

○政府委員(須田洵君) はい。

○谷本鏡君 最後に、大臣に質問を申し上げます。これまでの日本の農政というのは、農産物をつくるだけ、ようやく最近になって食料政策の方へも片足を入れてきた。そして流通構造改善法案をまずつくつて、今度はJAS法の改正問題が出てきたという経緯になっておるわけでありまして、ともかくも、この法案、大臣、先ほども申し上げましたように行政裁量の幅が大きい法律であります。

す。消費者団体などは、行政専横でやってくられていくんじゃないかというような不安を随分持っています。厚生省が似たようなやり方でやってきているからですよ。不安どおりのことをやれば、何のためのJAS法改正なのかということがわけがわからなくなつていきますよ。

やっぱり何といつても消費者教育というのは何なのかということを考えていたいただきたいのです。消費者教育というのは、消費者が考える機会、議論する機会、これを役所が与えていくということが大事だろうと思うのです。ですから、JAS法改正に伴う関係機関の会合などにしても、どういふ議論がされたかということも国民にわかるようにしていただきたいのです。そして情報公開もどんどんやっていただきたいんです。それをやりませんと、JAS法反対についての消費者団体の批判が非常に強かつたから一層不信感をあおるといふことになっていきます。ちょうど今の厚生省と消費者団体のような関係になっていく可能性がその意味では強いということなんです。

それだけに、大臣に重々お願いをしておきたいのは、JASの規格制定に当たっては消費者、生産者等の関係者の意向を十分ひとつ反映するように配慮していただきたいということでありまして、○国務大臣(田名部匡省君) 私は、さつき申し上げたように、消費者を守る立場にもあるし、生産者を守る立場にもあるということは基本的な考え方なんです。

そこで、空気とか水とかあるいは農薬、目に見えない部分というものは、これは国民みんな幾らか不安を持っています。これはどうだろうかというところで、水なんかもおいしい水だとか言つて、牛乳よりも高く売れる時代です。本当にそれが本物なのかというところをわかんないという不安感というものは常にあると思うんです。

そういうことでこのJAS法の規格の制定手続などいけば制度の枠組みを定めるわけでありまして、消費者にも安心してもらえるし、つくつた生産者も報われる、そういうものであつてしかるべきだ、こういうふうに考えております。

きだ、こういうふうに考えております。

個別品目についての規格の制定など具体的な制度運営に当たっては、従来からJAS調査会、専門委員会、そういう場を通じて関係者の意見を聞いて進めてきたわけでありまして、おっしゃるとおり、私は、これは本当に消費者と生産者が納得いく、そういう形で決めるべきものである。役所があだだ言うことではなくて、本当によく話し合えば納得できる部分というのは私は出てくると思うんです。どちらにもいいことだと私は思つております。そういうことでありますから、特定JAS規格あるいはJAS制度において新たな生産行程の認証を行うものでありますから、御指摘の趣旨を踏まえて、消費者、生産者を含めた関係者の意見が十分反映されるよう適切な制度の運営ということに努めていきたい、こう考えております。

○谷本鏡君 終わります。

○委員長(吉川芳男君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○稲村稔夫君 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、多くの疑問点、問題点を残しながらも、本法律案に賛成する立場において討論を行うものであります。

賛成する理由は、本法律案が衆議院の段階で、五党による共同修正が行われ、全会一致をもって可決され、本院に送付されてきたものであり、これにより、懸念される問題点の幾つかが解消または緩和されているからであります。

とはいえ、問題点はまだ数多く残されているのであります。

例えば、生産行程等、生産方法を規格の基準とすることに對する疑問であります。それは、農産物は生産行程において、地域差や環境の違いも大きく関与することを考えると、生産行程の統一は勢い粗っぽい規格としてしか対応できないし、生産されたものは全国的に同質であるという保証が

できないからであります。

また、有機農産物とは何か、地鶏とは何かという定義も明確ではありません。本法案の審議の際の質疑を通じてそこはあいまいなままであります。規格という明確な物差しで定義の不明確な農産物をはかるということそのものが大きな矛盾であります。

さらに、政府は一体、有機農産物の生産を奨励し、将来我が国農業の普遍的な生産体系に発展させようとしているのか、あるいは将来も特定の生産者に限定されるものととらえているのかが判然としないうことであります。

もし前者だとすると、規格よりも有機農業の促進のためのきめ細かい立法措置が必要であり、粗っぽい規格を設けることを先行させるということとはかえってマイナスになるでありません。もし後者だとすると、産直等への政策的なてこ入れが必要なのであって、逆に中途半端な規格などが必要ないということになるのではないでしようか。

加えて、消費者の立場からすれば、安全で新鮮な農産物が安心して購入できるということが最大の眼目だと言えましょう。だとするならば、有機農産物に限らずすべての農産物を安全で新鮮なものとして供給できる体制づくりこそ最大の関心事でなければなりません。したがって、すべての農産物に対して農業の使用を厳しく制限するなど、有機農産物だけに安全性が特定されないよう、確かにその中では有機農産物が大きな役割を占めるでありますけれども、安全性を検討する施策の展開こそが急務になるはずであります。

さらに言えば、一極集中型の市場メカニズムから地場消費中心への流通システムの改革等が真の新鮮な農産物供給には欠かせないことでもありましよう。いわば生産者と消費者とが互いに顔が見えるというのはそういうことであり、民主的な流通の仕組みこそ重要な課題だと思ふのであります。

以上、残されている問題点の主なものを幾つか

挙げましたが、事生産者の生活と消費者の健康にかかわることでもありますから、政府は本法案が成立した後においても、これまでの国会での議論を通じて指摘された問題点の解消のために全力を挙げるべきであります。

政府の適切な対応を求め、本法律案に対する賛成の討論を終るわけですが、それにしても審議時間が少ないことは何としても残念であります。時間さえあれば、多分与党の委員の皆さんもきつと言いたいことが山ほどあったのではないかと思います。したがって、たとえ賛成法案であっても、審議時間が足りないときは継続審議、審議未了にするぐらいの毅然とした態度こそ参議院の良識であつて、政治改革に通じる参議院改革でないかということを強調いたしまして、私の賛成の討論を終ります。

○委員長(吉川芳男君) 他に御意見もないようです。これから討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(吉川芳男君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、谷本君から発言を求められておりますので、これを許します。谷本君。

○谷本議員 私は、ただいま可決されました農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、日本共産党、民主改革連合の各派及び各派に属しない議員新聞正次君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

近年の食品の生産、流通及び消費をめぐる状況は大きく変化し、従来日本農林規格の対象になじみにくいとされてきた食品分野において様々な表示の食品が多く流通しており、この分野での規格・表示の適正化を図ることが最重要課題となっている。

よつて政府は、今後とも日本農林規格制度及び品質表示基準制度の充実に努めるとともに、安全な食品を供給するため、本法の運用に当たっては、次の事項の実現について、消費者の適切な選択に資するよう万遺憾なきを期すべきである。

一 有機農業の農政上の位置付け及び今後の展開方向を明確にするともに、各地域における有機農業の振興を図るための方策を検討し充実に努めること。

また、中山間地域などにおいて有機農業への取り組みを助長するため、必要に応じ所要の措置を講ずること。

二 有機農業の普及に当たっては、熱意を持った人づくり、有機農業に適合した品種の開発、運搬及び保存の技術開発等に努めるとともに、有機農産物の表示を行う産地において自主的な管理体制の確立など、その条件整備について検討すること。

三 いわゆる特定JAS規格の制定に当たっては、利害関係者の意向が十分に反映されるよう農林物資規格調査会及びその専門委員会において十分な調査審議を行うとともに、必要に応じ公聴会を開催するなど慎重に検討を行うこと。

四 特定JAS規格に係る専門委員の選任に当たっては、生産者、消費者、流通業者等の意向が十分反映されるよう、その構成に配慮すること。

五 有機農産物等に関する特定JAS規格については、本年四月に施行された有機農産物等の特別表示ガイドラインの実施状況等を見極めた上、その検討に着手するとともに、有機

農産物の生産者、消費者、流通業者等関係者の意向を十分踏まえたものとする。

六 特定JAS規格の認証については、消費者の信頼を得るため品目の特性に応じた適切なチェック体制を整備すること。

特に、生産行程管理者の認定を行うに当たっては、その業務の重要性にかんがみ、消費者の十分な理解が得られるよう配慮すること。

また、その際、当該農林物資の生産行程に関する事項を記載した帳簿を事務所に備え置く等生産行程管理者の業務の実効性が確保されるよう生産行程管理者に対する適切な指導、助言等に努めること。

七 小分けを行う際には、適正な表示が行われるよう小分け業者に対する十分な指導に努めること。

八 本法の制度の円滑な運用を確保するため、食料品消費モニター制度の強化等消費者情報提供対策の充実に努めるとともに、農林水産消費技術センター等の検査体制の整備充実を図るとともに、国・都道府県・市町村などに置かれている消費者窓口の活用など適切な配慮を行うこと。

九 国民の信頼に応えるため、生産から消費に至る各段階での食品の安全性を確保し、今後とも安全な食品の供給に努めること。この場合、いやくも縦割り行政の弊に陥らぬよう関係省庁との密接な連携の下で、安全性確保のための体制整備を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(吉川芳男君) ただいま谷本君から提出されました附帯決議案の採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(吉川芳男君) 全会一致と認めます。よつて、谷本君提出の附帯決議案は全会一致をもって

本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田名部農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。田名部農林水産大臣。

○国務大臣(田名部省省) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(吉川芳男君) なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時五分散会

六月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願(第二三六六号)

一、米市場開放阻止に関する請願(第二三六五号)(第二四〇八号)

一、米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願(第二四一八号)(第二四四二号)(第二四六五号)(第二四九二号)

一、米市場開放阻止に関する請願(第二五二二号)

一、米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願(第二五三〇号)

第二三六六号 平成五年五月二十一日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願

請願者 北海道空知郡中富良野町東二線北

一一 成田昌弘 外四名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第二三六五号 平成五年五月二十一日受理

米市場開放阻止に関する請願

請願者 長野市小島田町一、八〇〇 倉田

菅野 久光君

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第二四〇八号 平成五年五月二十一日受理

米市場開放阻止に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市飯坂一ノ一七ノ一

二 中原嘉之吉

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第二四一八号 平成五年五月二十四日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願

請願者 北海道中川郡美深町宇賀徳 小田

島俊幸

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第二四四二号 平成五年五月二十四日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願

請願者 北海道富良野市老節布松南 中元

ひろみ 外百二十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第二四六五号 平成五年五月二十五日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願

請願者 北海道空知郡上富良野町旭町三ノ

二ノ三 松岡美智子

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第二四九二号 平成五年五月二十六日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願

請願者 北海道空知郡中富良野町伊藤農場

佐々木忠

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第二五一二号 平成五年五月二十六日受理

米市場開放阻止に関する請願

請願者 長野県松本市大字今井二、七九四

上條密門

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第二五三〇号 平成五年五月二十七日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願

請願者 北海道空知郡中富良野町伊藤農場

原 亮

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第七号中正誤

ページ 段行 誤

四 二 ルート ルール 正

第十号中正誤

ページ 段行 誤

二 一 減農薬 減農薬 正

三 四 アメリ側 アメリカ側

第十二号中正誤

ページ 段行 誤

三 二 基本農政 基本法農政 正

第十三号中正誤

ページ 段行 誤

四 一 日本 本日 正

二 四 休み 休み

第十四号中正誤

ページ 段行 誤

三 一 考え 考えて 正

平成五年七月一日印刷

平成五年七月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局